

京都の文化城

第十二集

京都府教育委員会

## 序 文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定の重要文化財だけでなく、府内各地に密着した文化財に対する新たな関心がはぐくまれてきました。こうした文化財は、京都の歴史や文化を理解する上で、また、新しい京都の文化を創造していく上で大変重要な意味を持つています。これらの文化財を守り後世に伝えていくことは、私たち京都府民の大きな責務であるとともに、どのように活用していくかを考えていいくことが、これから生涯学習社会においては、ますます大切になっています。

京都府では、このたび条例に基づく第十二回目の指定、登録、決定等を行い、平成六年二月十八日付けで公示しました。今回の指定、登録、決定等は合わせて十五件で、これまでの合計は四九三件となりました。この内、十五件が国の重要文化財等に指定されたこと、一件が登録から指定に変更されましたこと、そして登録一件の取消しにより、現在の指定、登録、決定等の実数は四七五件となっています。

この第十二集は、今回指定、登録、決定等を行つた文化財を網羅したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関各位に多大の御協力をいたいたことに對し感謝申し上げますとともに、本冊子がこれまでに刊行した十一集と併せ、府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成七年三月

京都府教育委員会

教育長 安 原 道 夫

## 凡 例

- 一、本図録は、第十二回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区を収める。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめ種別ごととし、各種別内においては、原則として指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。  
名称 員数 (指定・登録等の別)

所在の場所

所有者

法量・構造形式等

時代

解説

四、原稿は、文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、執筆者は、各文末に記すとおりである。

五、収録した写真・図面は、原則として文化財保護課職員の撮影・作図によるものであるが、一部、次の機関の提供によるものを使用させていただいた。記して謝意を表する。

宇治市教育委員会



# 建 造 物

智積院

七棟 (指定)

京都市東山区塙小路通大和大路東入東瓦町九六四番地

宗教法人 総本山智積院

大師堂 桁行正面五間、背面三間、梁行五間、一重、入母屋造、正面向拝一間 唐破風造、背面一間通り庇付、本瓦葺

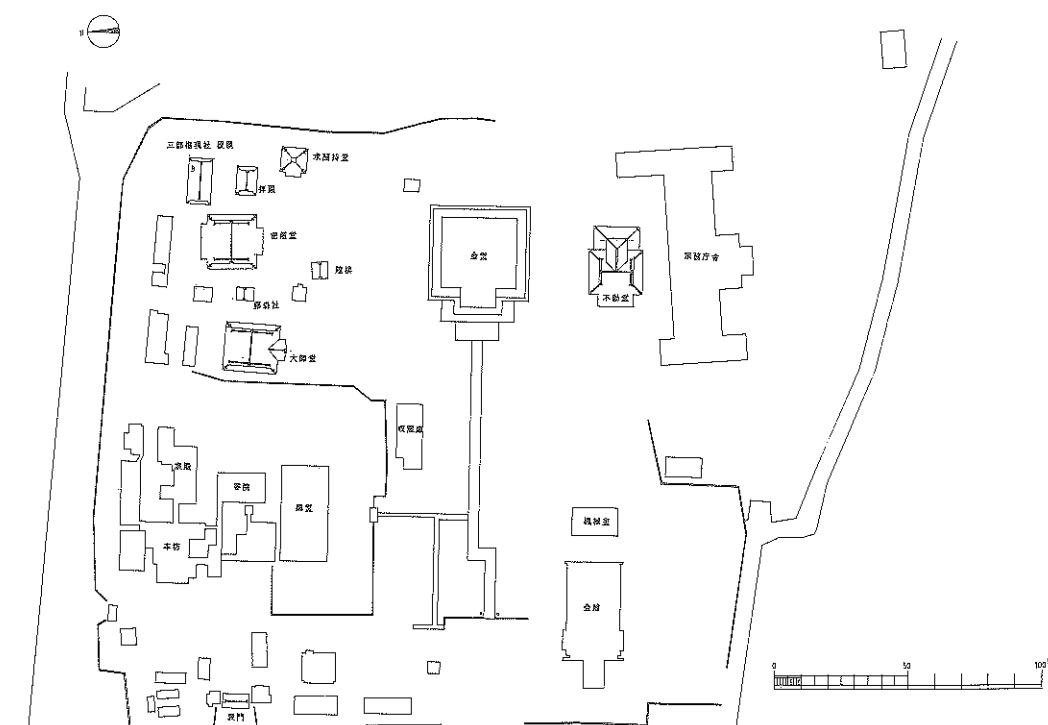
密嚴堂 桁行五間、梁行五間、一重、入母屋造、向拝一間、背面庇付、本瓦葺、背面突出部 桁行一間、梁行

三神社本殿 中殿及び左右殿より成る  
中殿、右殿 一間社流造、檜皮葺  
左殿 一間社春日造 檜皮葺

三神社拝殿 桁行三間、梁行二間、一重、入母屋造、棧瓦葺  
鐘樓 桁行一間、梁行一間、一重、切妻造、本瓦葺  
附 求聞持堂 一棟

藤森社 一棟  
運敵藏 一棟

大師堂 寛政元年(一七八九)、密嚴堂 寛文七年(一六六七)、三神社本殿及び拝殿 一七世紀、鐘樓 寛文七年(一六六七)



配 置 図

智積院は、根来寺の中興として十六世紀末に創建された真言宗智山派の總本山である。根来寺は、正応元年（一二八八）に紀州根来（和歌山県那賀郡岩出町）に開かれ、新義真言宗の中心寺院として栄えたが、豊臣秀吉の根来攻めで壊滅的打撃を受けた。その際、京都へ逃れた智積院玄宥が慶長三年（一五九八）に、根来寺の再興を徳川家康に願い出て、最初に北野に寺地を得、同五年に現在地にあつた豊国社の坊舎や敷地を改めて与えられた。この地に住坊の上寺と、講堂を中心とした下寺を建立し、五百仏山根来寺智積院と号した。その後も近世を通じて、次第に敷地を広げ、伽藍や房舎を整備した。

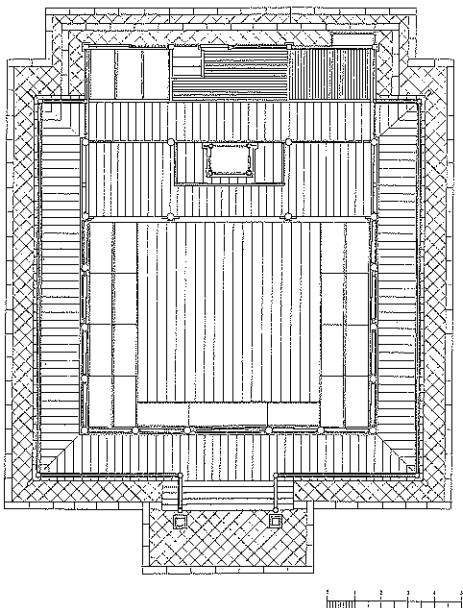
伽藍は、金堂のある地域と、大書院や庫裏など本坊部分、近世の状況をよく残している密厳堂・大師堂地域から構成される。この中で密嚴堂・大師堂の地域は、寛文年間に拡張した寺域で、大師堂や行堂のたつ西半分の場と、密嚴堂などのある東側の一段高い一劃に分かれる。密嚴堂の伽藍群には、南面する密嚴堂を中心として、東側に三神社本殿及び拝殿が、東南に求聞持堂、西に藤森社などの諸社や運敵藏、北側に行堂が配置されている。

大師堂は中規模の五間仏堂で、南面してたち、弘法大師像を安置する。屋根を入母屋造とし、正面に唐破風造の向拝をつけ、背面一間通りには綻破風を設ける。

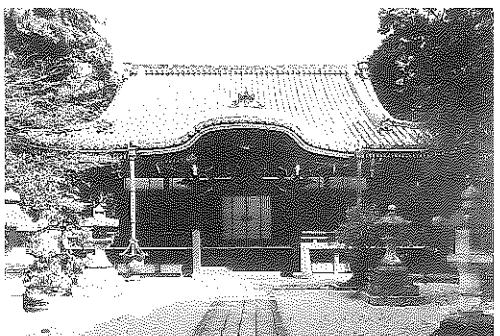
内部は、奥行四間の広い外陣と、その奥一間通りの内陣、さらに背面に取り付く後戸からなる。内陣の中央間、壁に接して須弥壇を設け、宮殿をのせる。内・外陣境は、柱をたてて三間とし、内法長押をまわし、幣軸を構えるが、建具はたてず、開放とする。天井はすべて格天井。床は拭板敷で、内陣が框成だけ高くなっている。後戸は、準備の場であり、床は一段低く、背面東端に闕伽棚がつく。総円柱で、出組とし中備に幕股をいれるが、後戸廻りは方柱、舟肘木と簡略にする。

「大師堂造營記」により、第二三世鑑啓が建立を計画し、第一四世胎通の代、寛政元年（一七八九）に完成したことがわかる。

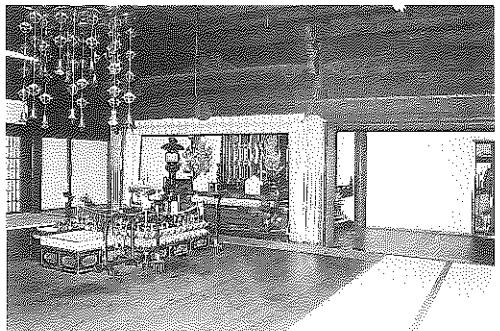
江戸中期以降における数少ない大師御影堂の遺構として史料的に重要なとともに、細部意匠等に時代の雰囲気をよく伝え、極めて良質の遺構である。



大師堂平面図



大師堂正面



大師堂内部

密厳堂は開山堂とも称し、根来寺開山の覚鏡を祀る。寛文五年（一六六五）にこの地を得て、密嚴堂や三神社など主要伽藍の造営に取り掛かり、同七年に落成したと伝える。擬宝珠や鬼瓦に寛文七年の年記があり、当堂はこの時期に建立したと判断できる。

桁行五間、梁行五間で、大師堂とほぼ同規模で、南面してたつ。入母屋造本瓦葺とし、正面に一間向拝をつける。背面には梁行三間の縋破風とその先に切妻造棟瓦葺の屋根を出して、そこに後戸を設ける。柱は面取方柱で、出組を組み、中備に動植物の彫刻を内部に嵌めた優美な蔓股を置いている。

身舎内部は、中央後寄りに四天柱をたて、来迎壁を設け、その前に禅宗様須弥壇を置き、宮殿をのせる。背面壁に接して両脇に脇壇を設けるが、いずれも後補のものである。床は拭板敷。天井は格天井で、四天柱内は折上小組格天井とする。四天柱前柱筋には天井桁を通して、空間的に弱く内・外陣に分けている。後戸には西側面に闕伽棚が設けられる。後戸や脇壇などの改造があるものの、当初の形態がほぼ残されている。

以上のような身舎の平面は、基本的には新義真言宗の根来寺大師堂や長谷寺奥院祖師堂などと同じ空間形式である。しかし、密嚴堂建立時において金堂等ではなく、唯一の堂宇であつたため、他の大師堂が三間堂であるのに対し、五間堂と規模が大きくなつたと考えられる。さらに、それにもとない、内・外陣の空間区分や準備の場としての後戸の成立、向拝の装飾化など、江戸後期建立の大師堂で顕著になる近世仏堂としての特色の萌芽がみられる。蔓股や彫刻などに桃山の遺風を伝え、意匠的にも優れたものであり、近世開山堂建築の重要な遺構として高く評価される。

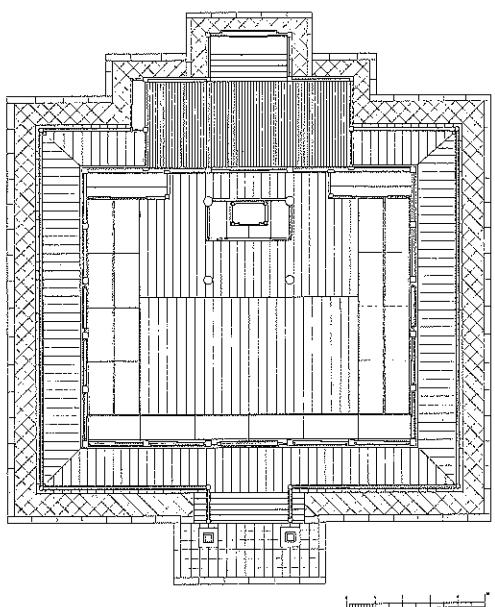
密嚴堂の東に、三神社本殿及び拝殿が南面してたつている。本殿は、三部權現を祀る中殿、九所明神の右殿、春日明神の左殿からなり、根来寺以来の鎮守堂である。三社はほぼ同規模の一間社で、中殿及び右殿が流造、春日明神を祀る左殿が春日造になる。剥落しているものの彩色豊かな社殿であり、木鼻や蔓股などに十七世紀の特色をみせている。拝殿は、本殿の前方にたつており、桁行三間、梁行二間と奥行が



密嚴堂全景



密嚴堂内部



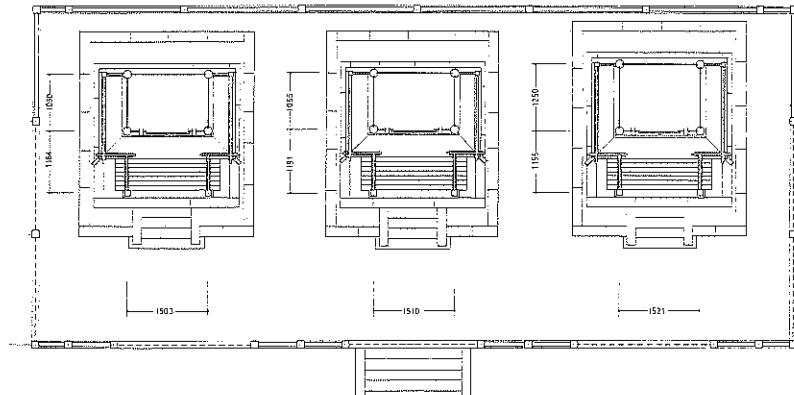
密嚴堂平面図

浅い建築である。側廻りには建具等をたて、室内とする。拭板敷で、鏡天井には瑞龍の画が描かれる。本殿、拝殿とも十七世紀前半頃に建立され、寛文七年に運敵が移したと伝え、様式的にもその頃と判断できる。建立が江戸初期に遡り、本殿三棟と拝殿が揃っている鎮守堂は数少なく、京都府内有数の近世社殿建築といえる。

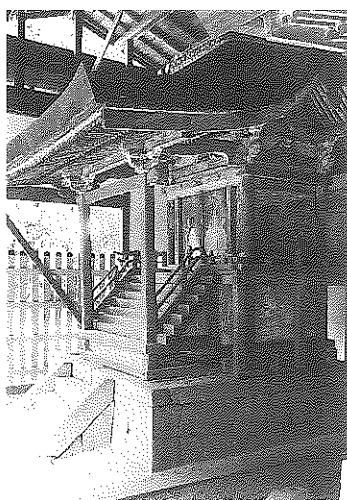
鐘楼は、同じ寛文期に造営された方1間吹き放しの鐘楼で、絵様は伸びやかで、桃山期の印象を与える。

求聞持堂は、虚空蔵菩薩を祀る仏堂で、嘉永四年（一八五二）に上棟した。方三間宝形造の堂宇で、正面に一間向拝をつける。堂内は前寄り二間の内陣と後一間通りの後戸からなり、内陣中央一間に後戸に突出する形で、壇が設けられ、本尊が安置される。藤森社は、桟瓦で葺かれた一間社流造の社殿である。三神社本殿より多少、時代が下る江戸中期に建立されたと考えられる。運敵藏は、運敵が集めた經典を収蔵する宝形造の土蔵で、延宝二年（一六七四）に建てられた。運敵の頂像を安置し、蔵前で法要が當まれる。以上のように、江戸時代に建立された遺構がまとまって残り、近世の景観をよく伝えており、建造物群としても貴重な伽藍といえる。

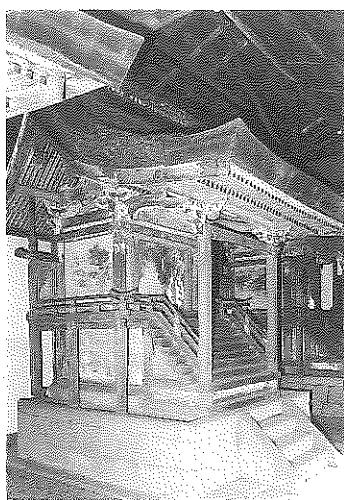
（熊本達哉）



三神社本殿平面図



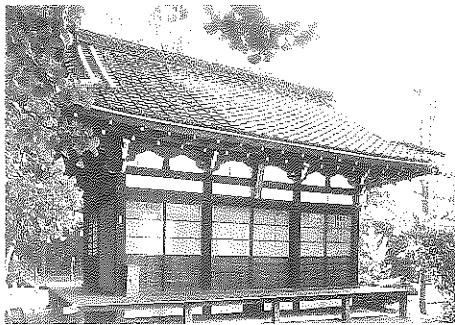
三神社本殿右殿



三神社本殿中殿



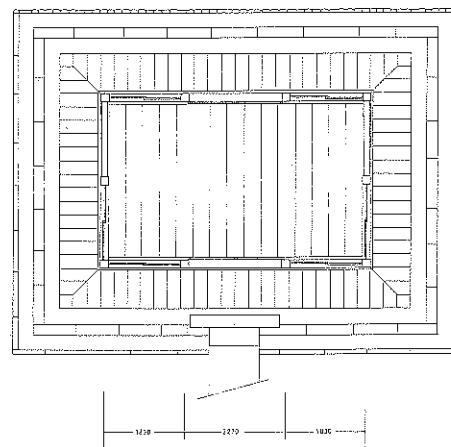
三神社本殿左殿



三神社拝殿外観



三神社拝殿内部



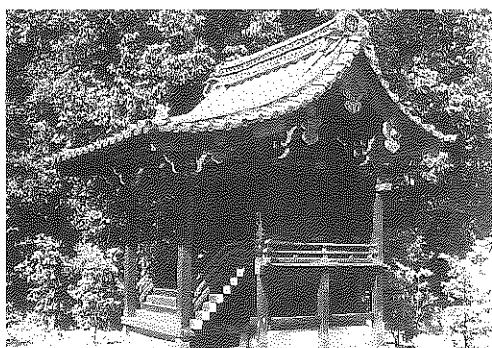
三神社拝殿平面図



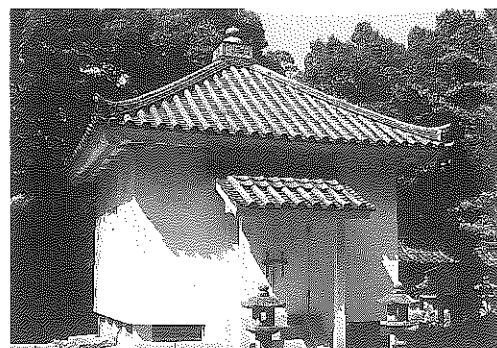
求聞持堂



鐘樓



藤森社



運敎藏

京都市伏見区醍醐伽藍町一

宗教法人 醍醐寺

## 一棟（指定）

昭和五九年四月十四日付けで既に指定されている醍醐寺

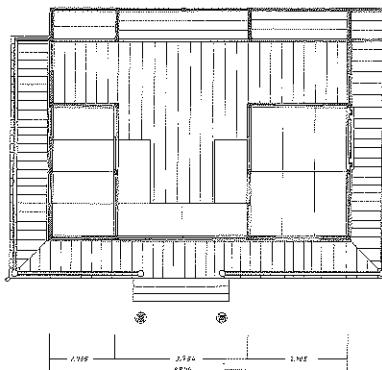
西大門一棟に次の文化財を追加指定した。)

女人堂 桁行三間、梁行三間、背面庇付、一重、  
 入母屋造、向拝一間、棟瓦葺  
 白山堂 一間社流造、こけら葺  
 女人堂 江戸前期、明治移築、白山堂 桃山時代

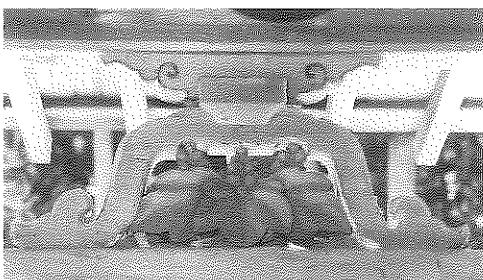
醍醐寺は、山科盆地の南方にある真言宗醍醐派の総本山で、醍醐山（笠取山）の山上と山麓に伽藍を構える。山上は上醍醐と称し、如意輪堂や薬師堂などがたつ山岳伽藍であり、山下は、金堂や五重塔などがたつ平地伽藍で、下醍醐と称し、その周間に三宝院などの子院が配される。

貞觀十六年（八七四）に聖宝が笠取山上に准胝觀音と如意輪觀音を安置したことにより始まり、延喜七年（九〇七）に醍醐天皇の勅願寺、同十三年に定額寺となるなど、飛躍的に発展し、伽藍も漸次整えられた。中・近世を通じて盛衰を繰り返し、近世初頭に豊臣秀吉・秀賴によつて現在の伽藍景観が復興された。

女人堂は下醍醐の東端、上醍醐への登り口に、参道に南面してたつ。女人堂は下醍醐の東端、上醍醐への登り口に、参道に南面してたつ。三間堂であるが、東間の柱間が西間に比べて広く、非対象になつていい。側面に縁が廻る。堂内は両脇一間の前寄り二間に置敷の居室を設け、正面及び残りの中央凸型部を仏堂的な場とする。天井は中央一間の前寄り一間が格天井、その奥が小組格天井、両脇一間通りが棹縁天井である。柱はすべて面取り方柱であり、組物も木鼻付きの大斗と簡素である。軒は疎垂木であるが、地垂木の方が飛檻垂木より割りが細かくなつてい。る。醍醐寺の子院であつた無量寿院の建物を明治に移築したものであり、様式から建築年次は近世前期に遡るとみられる。屋根や間仕切り



女人堂平面図



女人堂向拝臺股



女人堂正面

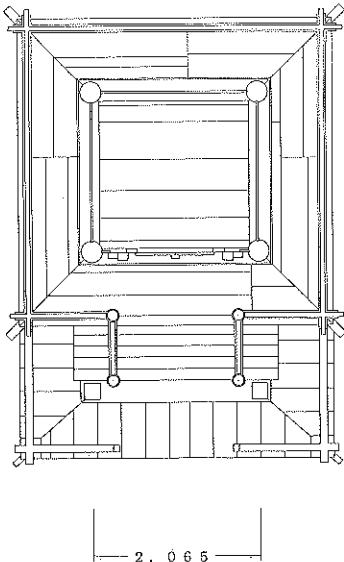


女人堂内部

等に多少の改造が加えられているものの、近世期の数少ない子院建築として貴重な遺構である。

白山堂は、上伽藍の中でも最も奥に位置し、如意輪堂と開山堂の間に、南面してたつ。中規模の一間社流造で、こけら葺とする。身舎は方一間で、組勾欄付きの檼縁を四周にまわし、正面には浜縁及び浜床を張り、木製擬宝珠の勾欄付き木階を置く。組物は連三斗とし、中備に幕股をいれる。二軒繁垂木で、妻は虹梁大瓶束とする。堂内には間仕切りはなく一室とし、拭板敷、鏡天井を張り、神像を安置している。現在は丹塗とするだけであるが、唐草や八双、柱頭の金欄巻などに彩色の風蝕痕があり、また擬宝珠に漆塗の痕跡などが残ることから、当初は豊かな色彩で飾っていたと判断できる。木鼻や幕股などの形も優雅であり、彫刻も抑制がきいて品のある仕上がりとなっている。様式的にみて如意輪堂や開山堂と同時期に建立されたと考えられる。近世初頭に遡る鎮守堂遺構が少ないなかにあって、当堂は規模も大きく、質の優れた建築であり、桃山期を代表する鎮守堂といえよう。

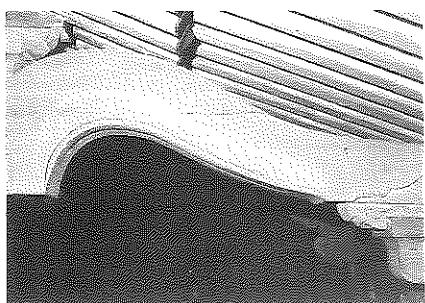
(熊本達哉)



白山堂平面図



白山堂全景



白山堂海老虹梁

一棟（指定）

練部市陸寄町君尾一の

宗教法人 光明寺

桁行五間、梁行五間、一重、入母屋造、向拝三間、鉄板葺

天保十一年（一八四〇）

再建当初と較べ、外陣の床が高くなり、後陣に脇壇が設けられ、屋根葺材が変更されているが、全体としてはよく保存されている。  
中世密教本堂の形式を受け継ぎながらも、近世的特色を所々に見せる大型の密教仏堂として、価値が高い。

（熊本達哉）

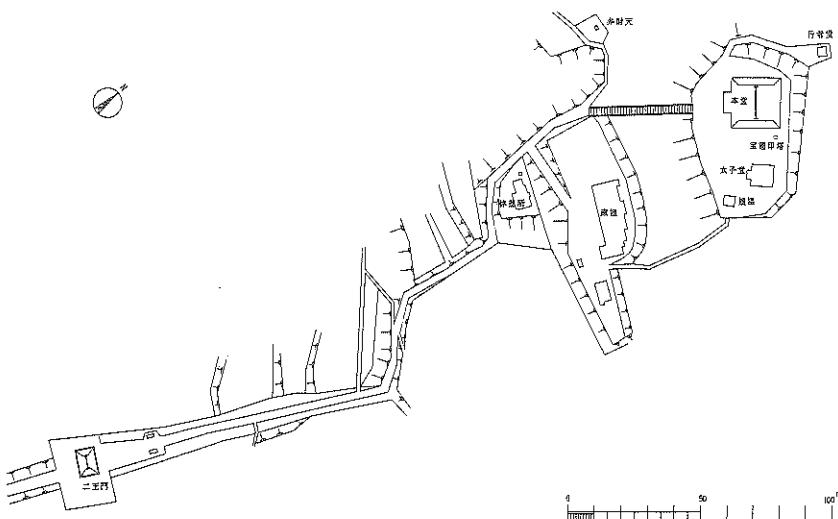
光明寺は真言宗の古刹で、君尾山の中腹に伽藍を構える。聖徳太子の創立と伝え、延喜年間（九〇一～九二三）に醍醐寺の聖宝理源によつて真言の道場として中興されたという。大永七年（一五二七）に兵火によつて、現存の二王門（国宝、宝治二年一二四八）を除き、本堂、法華堂、三重塔婆などほとんどの堂宇や房舎を焼失したが、上羽丹波守ほかの寄進を受けて、再興された。近世には、領主の藤懸氏代々に帰依を受けて護持された。

尾根にそつて南面して伽藍を構えており、最も低い位置に二王門、中段に庫裏や土蔵があり、最も高い位置に本堂ほか太子堂、鐘楼、行者堂が配されている。なお、君尾山中には、京都府指定天然記念物のトチノキがある。

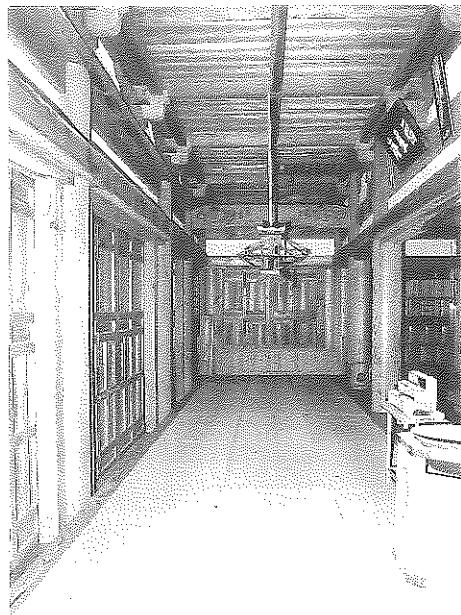
本堂は、領主の藤懸氏などの援助を得て、天保七年（一八三六）頃に再建に着手され、同十一年に堂供養が行われた。しかし、未完成の部分を残していたようで、擬宝珠が取り付いたのは天保十五年頃である。

桁行五間、梁行五間と丹波・丹後地方においては有数の規模をもち、正面に向拝三間を付ける。屋根は入母屋造で、現在は鉄板葺で葺いているが、当初はこけら葺であった。

平面は、正面一間通りの外陣と、その奥の内陣からなり、内陣はさらに両脇一間の脇陣と、中央三間の内々陣、後寄一間通りの後陣に分かれる。内々陣の中央後寄に四天柱をたて、禅宗様須弥壇を置き、宮殿をのせ、本尊千手觀音を安置する。この平面は明らかに中世密教本堂の伝統を受け継いだ形式である。しかし、天井形式や梁組が簡略化され、境界が開放的になるなど、明るく穏やかな雰囲気をもつており、近世的な建築空間となつてゐる。



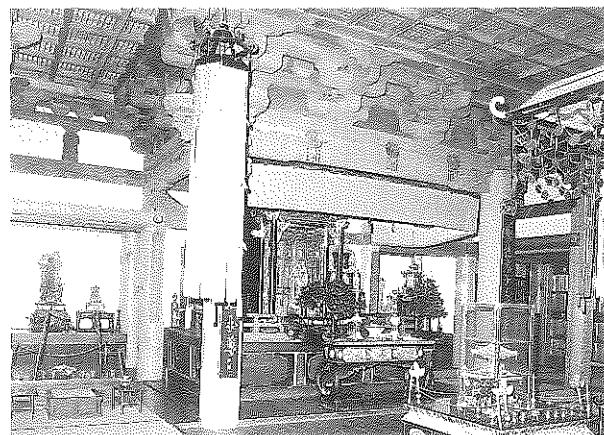
配置図



外陣



外観



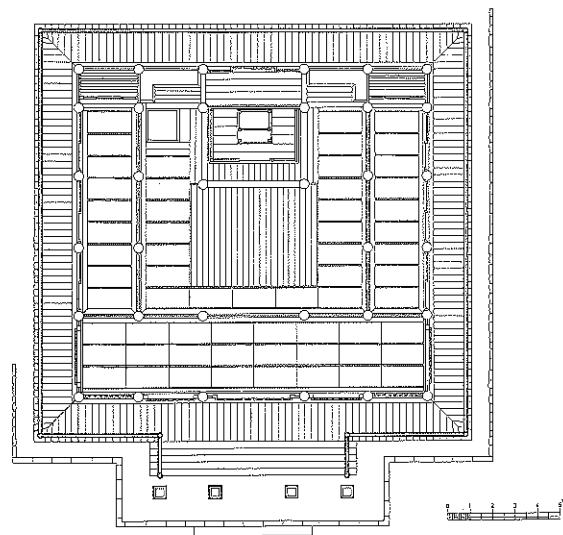
内陣



手挟



四天柱上彫刻



平面図

福知山市字觀音寺一〇六七

宗教法人

觀音寺

一棟（指定

桁行五間、梁行五間、一重、入母屋造、向拝一間、棟瓦葺

附

旧本堂棟札 二枚

鐘樓

一棟

鐘樓棟札 一枚

表門

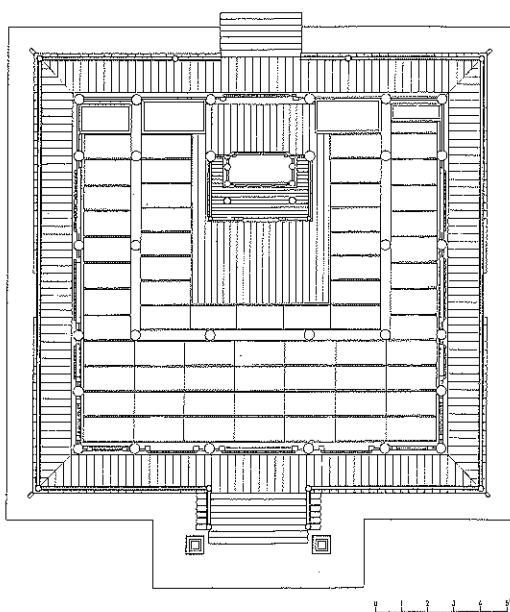
一棟

天明四年（一七八四）

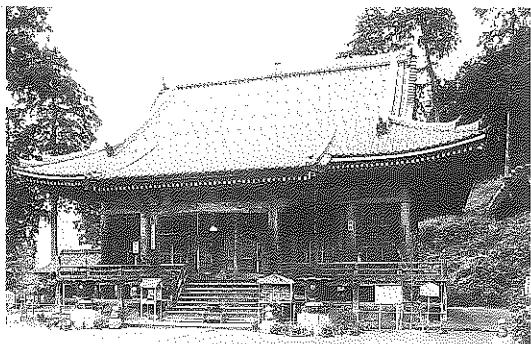
觀音寺は、福知山市の東方、由良川の南にある小高い丘の北麓に寺地を占める。北向に仁王門を開き、南にのびる参道の西側に庫裏や表門、土蔵など本坊を配し、東側に本堂など主要伽藍を構える。法道が開き、応和元年（九六一）に空也が再興したと伝え、中世以降、北条氏や足利尊氏などの庇護を受けて発展し、近世には綾部藩主九鬼氏ほか、広く崇敬を集めた。

本堂は、参道から東側に石段を上がったところに西面してたつ。天正七年（一五七九）に再興した旧本堂が大破したため、安永四年（一七七五）頃より建て替えの相談がもたれ、九年に鋸始、天明四年（一七八四）に柱立、棟上、瓦葺等を行い一応の完成をみた。その後、寛政七年（一七九五）に擬宝珠などが取り付けられ、天保四年（一八三三）に内陣回りの欄間が嵌められ、現在みる形となつた。大工は寺蔵文書より「備前國色奥郡上山田村太郎兵衛」とわかる。この大工は天寧寺の薬師堂や開山堂（いずれも京都府指定文化財）の大工と同一人物であると考えられ、当本堂竣工後、天寧寺に取り掛かつたようである。觀音寺本堂が和様を主体とした意匠でまとめられているのに對し、天寧寺薬師堂は禅宗様仏殿であり、太郎兵衛は両様式に通じた大工であつたと考えられる。欄間の彫刻は、金剛院本堂や光明寺本堂の向拝彫刻を影つた中井權次橋正貞の作である。

桁行五間、梁行五間の規模をもち、正面に一間向拝をつける。堂内は桁行三間、梁行三間を内陣とし、これを正面二間通り側面一間通り



本堂平面図



本堂全景



本堂外陣

の凹型の外陣が取り囲む。内陣は前寄り一間の内々陣と後一間通りの後陣からなり、後陣境中央に来迎柱と来迎壁をたて、その前に禅宗様須弥壇を置く。須弥壇上に宮殿をのせるが、宮殿は屋根を造らず、宮殿の柱上から本堂の天井へ組み上げられる珍しい構造になつてゐる。

床は、現状では須弥壇回りを除いて畳敷であるが、当初は全面板敷で、内陣のみ畳廻敷きとした。天井は、堂内入側一間廻りを化粧屋根裏天井、その内側の外陣側を格天井（植物を描く）、内々陣を折上格天井とする。内・外陣境は側面後寄り一間以外には簡略な結界であつたと考えられる。また、正・側面の建具は取外しができるようになつており、必要に応じて堂内を開放し、多くの参詣者を外陣にいれた。

細部に目を向けると、宮殿の構造や、外陣天井廻りの架構、蓮弁をつけた向拝大斗、繩を編んだような手挾類例のない木鼻や摹股など、独創的な感覚をもち、創造的意欲に満ちた意匠となつてゐる。このような思い切つた意匠でありながら、建築総体は破綻を來すことなくまとめられており、棟梁大工の力量が十二分に伺われる。

外陣と脇陣の境をなくして、一体的な扱いとする系統の空間をもつ密教本堂でありながら、室境や側廻りなどに開放的な指向がみられ、近世的な要素も色濃い。しかも、独特の意匠など美的質の高い建築となつており、近世丹波の代表的仏堂といえよう。

境内には他に江戸時代のものとして、鐘楼と表門が残つてゐる。鐘楼は、本堂の西北にたつ。切妻造、桟瓦葺で、吹き放しとする。鐘を突く位置の腰貫を省略し、内法貫の中央を折り上げるなど、突きやすいように工夫されている。但馬國朝来郡竹田町の大工によつて、寛政元年に建てられた。

表門は両袖付きの棟門で、本坊の正面にたつ。屋根を段違ひに見せる特殊な外観や、挿肘木を四段に組む大仏様風の斗拱など、外観、細部ともあまり例のない建築である。江戸後期ごろに本堂と相前後して建てられたと考えられる。

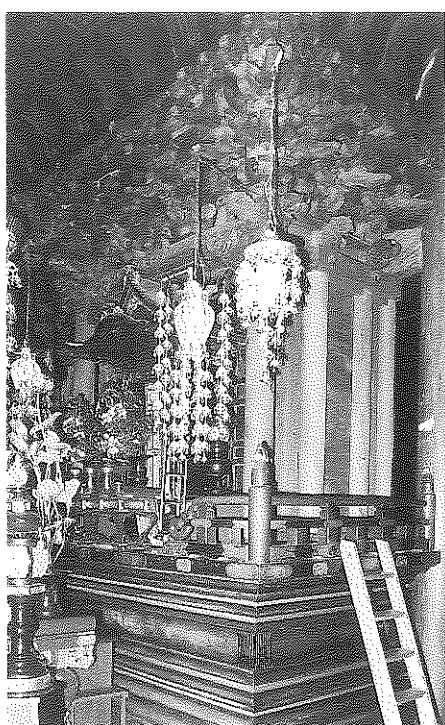
（熊本達哉）



鐘 樓



表 門



本 堂 宮 殿

こんごういんほんどう  
**金剛院本堂**

一棟 (指定)

舞鶴市宇鹿原五九五番地

宗教法人 金剛院

桁行五間、梁行四間、一重、寄棟造、向拝一間 唐破風造、

鉄板葺

附

棟札

鐘樓

一棟

鐘樓棟札

二枚

建立年代 天保十一年（一八四〇）【棟札】

金剛院は舞鶴市の北東部、鹿原川沿いに所在する。真言宗寺院で、鹿原山金剛院慈恩寺と号し、波切不動明王を本尊とする。

「金剛院縁起」（元禄十一年、一六九八）によると、天長六年（八二九）に高岳親王（眞如法親王）が勅許を得て、高野山から弁財天を勧請し、天女社や大日堂などを建立したことに始まるという。その後、永保三年（一〇八三）に白河天皇が波切不動明王を安置し、三重塔や本堂、護摩堂、鐘楼、仁王門、鎮守社、坊舎等を復興し、勅願寺として中興した。さらに、久安二年（一一四六）には美福門院が阿弥陀仏を安置したと伝える。近世に入ると、細川藤孝はじめ、代々の藩主から厚い庇護を受け、伽藍が守られた。

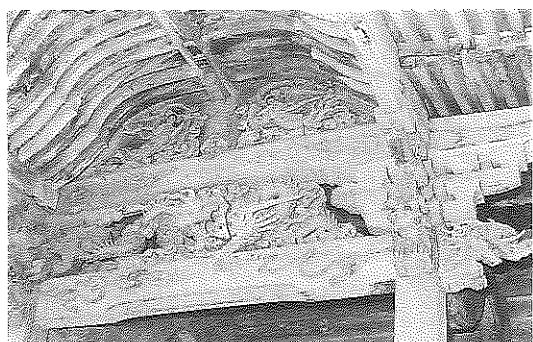
鹿原山の南麓一帯に境内を占め、鹿原川右岸に庫裏など本坊を設け、そこより川沿いを東へ少し遡ったところに三重塔（室町時代、重要文化財）を置く。三重塔脇の石段を北に登った鹿原山中腹に、本堂を中心として、西に熊野権現拝殿、南東に弁財天社、鐘楼を配置する。また山中には不動滝などの行場がある。本坊東側には樹齢八〇〇年という舞鶴市指定の天然記念物のカヤが残る。

本堂は桁行五間、梁行四間で、周囲に切目縁を廻す。屋根は寄棟造で、正面に大きな唐破風造の向拝を付ける。現在は鉄板で葺かれるが、当初はこけら葺であった。

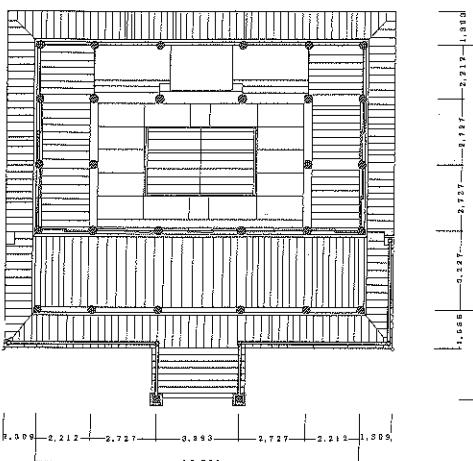
平面は、正面一間通りを吹き放し外陣、その奥を内陣とし、内陣は両脇一間を脇陣、中央三間を内々陣とする。内々陣では後寄り一間通



本堂全景



本堂向拝見上げ



本堂平面図

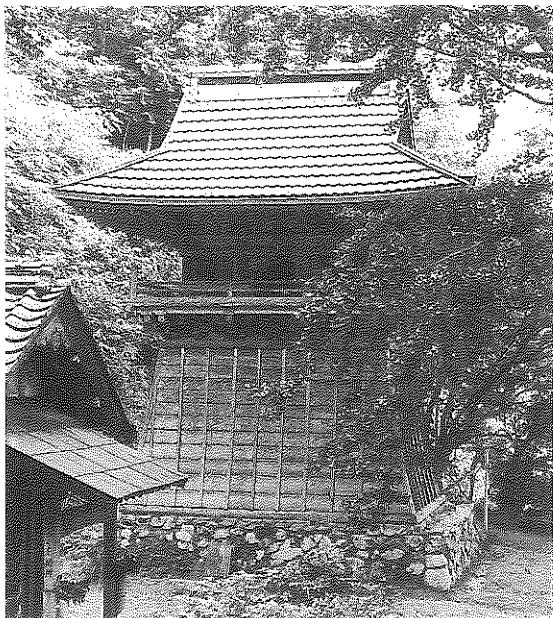
りに諸尊を安置し、中央に須弥壇、両脇に脇壇を凸型に配する。後戸や後陣は設けられず、背面には出入口もない。内・外陣境は腰高の格子戸を引違いとするが、脇陣境は後一間を板壁で間仕切るほかは、特に結界を設けない。天井は、周囲一間通りを化粧屋根裏、その内側を格天井とする。外陣は梁行きが広いため、天井は正・側三方に化粧屋根裏を回し、中央に小組格天井（当初は格天井）を張る形になり、梁の架構をみせている。

本堂は天保三年（一八三二）に起工し、天保十一年三月に棟上が行された。大工は大浦半島の柄尾呂（舞鶴市柄尾）の佐右衛門俊恭、肝煎は同村の善左衛門尹純と濱村の久左衛門があたり、その他、小工や木挽も地元や近在の村の人々が行つた。また、正面向拝の龍の彫物は江戸時代後半に丹後一円で活躍した中井正貞の作である。

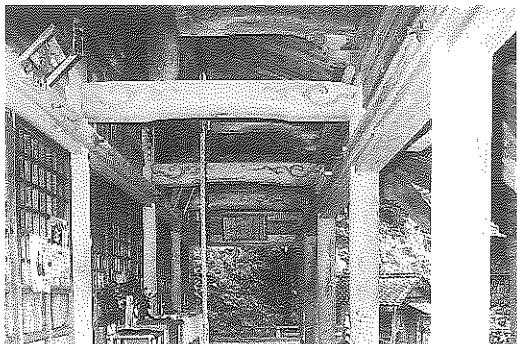
中世密教本堂を基本としながらも、正面を吹き放しとし、外陣の架構や向拝の彫刻など正面の意匠に特に凝るなど、參詣者を意識した近世建築の傾向が強くみられる。さらに、平面では、後戸を設げず、背面に接して須弥壇を設ける点で、大きな特色をもつ。このような形態は、三間堂では丹波・丹後に多くみられるものの、五間堂では、当本堂の他は多称寺本堂や円隆寺本堂（京都府指定文化財）にみられる程度であり、地域的な特性と思われる。

鐘楼は、天保十五年に再建を願い出て、弘化三年（一八四六）に上棟された。普請には、本堂と同じ柄尾村の光野佐右衛門俊恭があたつた。桁行三間、梁行二間の規模をもつ袴腰付きの鐘楼である。摹股などの装飾的な要素は、本堂からよく見える方向が最も豊かであり、斜面側の見えにくい面は簡略にしている。また、上層の柱間装置についても、鐘の音が本堂や本坊の方向によく響くように工夫されている。

（熊本達哉）



鐘 樓



本 堂 外 陣



本 堂 内 陣

法明寺薬師堂

相楽郡笠置町大字有市小字西畷三二  
（登録）

宗教法人 法明寺

桁行三間、梁行三間、一重、寄棟造、茅葺、背面突出部附

属  
十七世紀前期

法明寺は、木津川の北岸、旧伊賀街道沿いの高台に南面して寺地を占める。真言宗に属す。寺歴等については史料がなく不明であるが、近世以降密教系の僧侶が住した。薬師堂は上・下有市の人々によつて護持された堂宇で、現在は法明寺によつて管理されている。本尊薬師如来を安置するほか、木造觀迦如來立像など五軀の平安仏像（奈良国立博物館所在、うち三軀は重要文化財）が祀られた。

薬師堂は桁行三間、梁行三間の茅葺仏堂で、南面してたつ。総円柱で、組物は舟肘木とし、縁廻りにも天井を張る。堂内は中央の桁行一間梁行二間を内陣とし、その周囲を外陣とし、背面の両脇間に物入が突出して設けられる。外陣は拭板敷で、全面に棹縁天井を張る。内陣は後寄り一間に壇を設け、前寄り一間を拭板敷にする。壇は、側・背面が板壁で間仕切られており、いわゆる囲い込み仏壇となつてゐる。建立年代については不明であるが、様式的に近世前期までは少なくとも遡ると考えられ、天井材などについてはそれ以前とも見られる。当堂は、地元の人々によつて守られたお堂、いわゆる「村堂」であり、現在も正月行事などに使われている。そのような村堂にあつて、南山城地域で唯一、近世初頭に建立が遡る建物として重要であるとともに、茅葺屋根をもつ姿は、南山城の風景に優しく溶け込んでおり、村落景観を構成する貴重な建造物である。

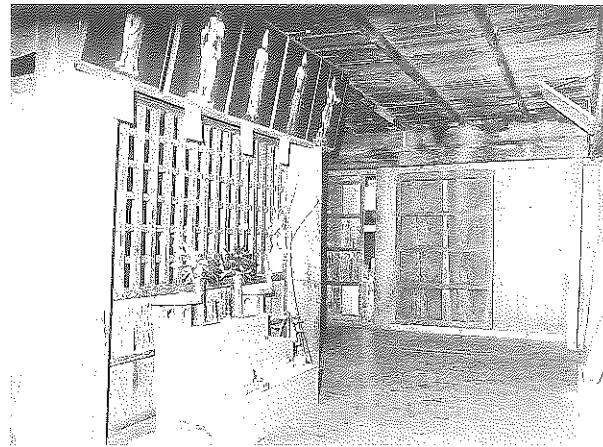
（熊本達哉）



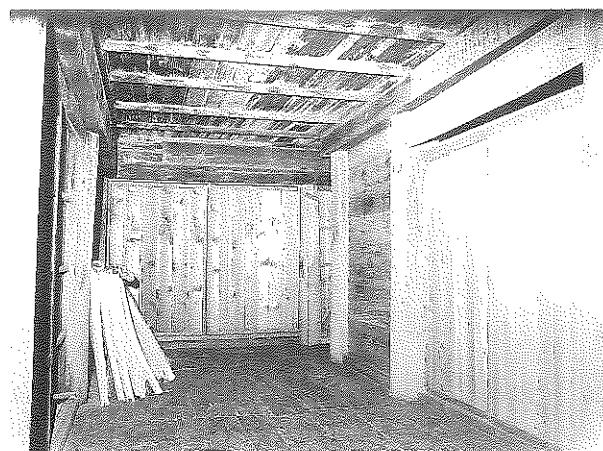
全 景



內陣



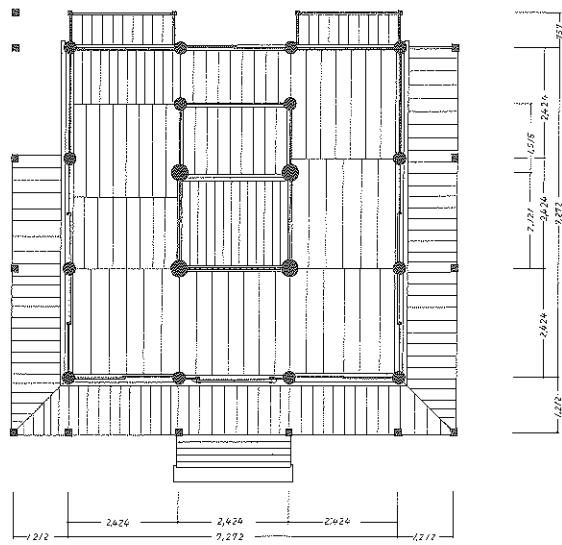
外陣(内陣正面)



外陣(内陣側面)



### 壁墨書(梵字)



平面圖

# さかうながしまけじゅうたく 旧永島家住宅

一棟 (指定)

宮津市字溝尻  
京都府

大工棟梁は、ほぞの墨書より松見和右衛門重定とわかる。  
当住宅は、建立年代が明確で、丹後型民家の特徴をよく有しております。  
丹後を代表する民家といえる。

(熊本達哉)

(京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町)

桁行一五・四m、梁行一〇・一m、入母屋造、茅葺、南面  
及び西面、北面庇付、北面突出部附属 桁行一・〇m、梁  
行五・〇m、棧瓦葺

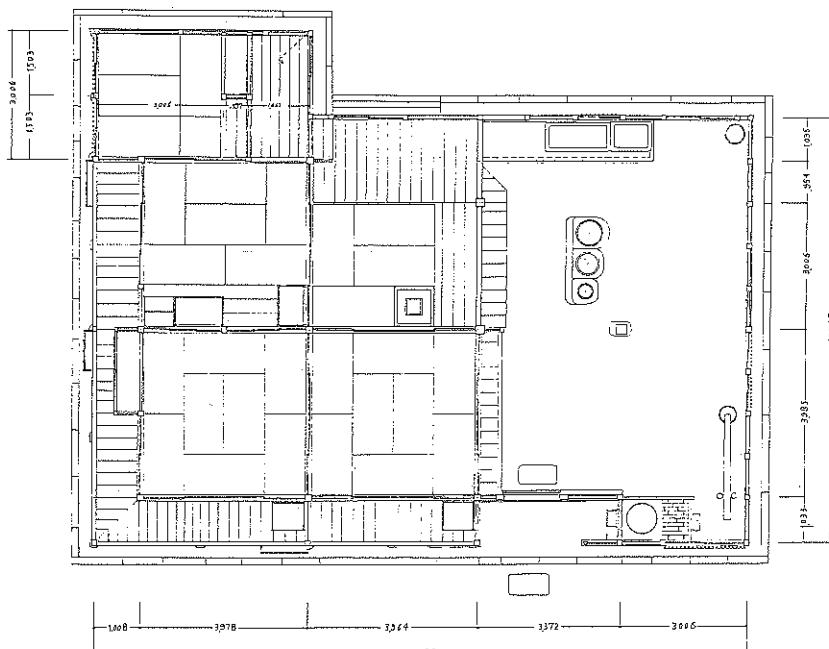
天保十一年（一八四〇）

旧永島家住宅は竹野郡丹後町徳光にあつた農家で、昭和五十八年に京都府へ民具や文書とともに寄贈された。

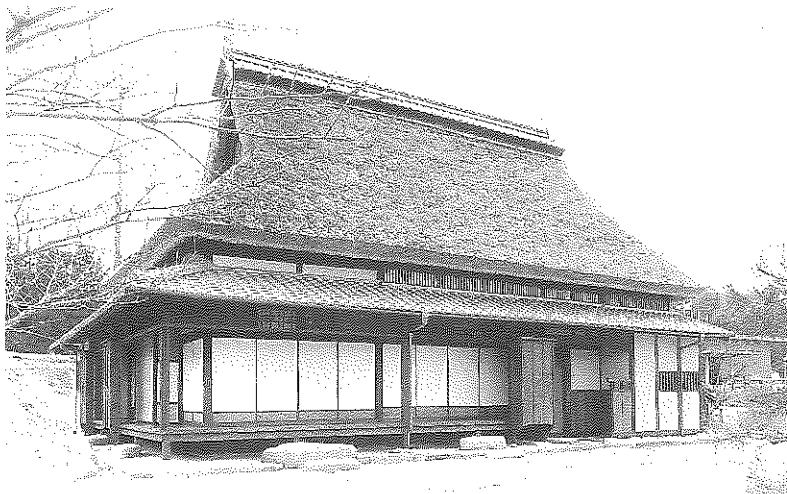
永島家は十八世紀中ごろに永島勘兵衛家より分家し、寛政八年（一七九六）には大庄屋役を任せられた。四代目浅治郎も天保九年（一八三八）に大庄屋役を命じられており、その翌年の天保十年から現在の主屋の建設に取りかかり、十一年に完成した。旧地においては、小高い敷地中央に主屋がたち、その周囲に長屋門・離れ・納屋・土蔵（三棟）が附属していた。

旧永島家住宅は、このうち主屋の部分である。入母屋造茅葺で、東西棟とする。南及び西、北に瓦庇を廻し、北側西隅に切妻造棧瓦葺の屋根をつける。桁行十五・四m、梁行十mの規模をもち、東側の広い土間と西半分の居室からなる。居室部の基本的な間取りは、広間が二室に分かれた整形四間取で、土間に面して南にダイドコロ、北にナベザがあり、ダイドコロの西にオモテ、ナベザの奥にナンドがある。ナンドの北側に突き出た居室は、もとは北側の土蔵との取り付きに設けられたもので、今回復原された。ダイドコロとナベザは、室境仕切が開放的で、天井も同一構成をとるなど、一体性が強く残り、広間型から四間取へ変化した初期の遺構と考えられる。

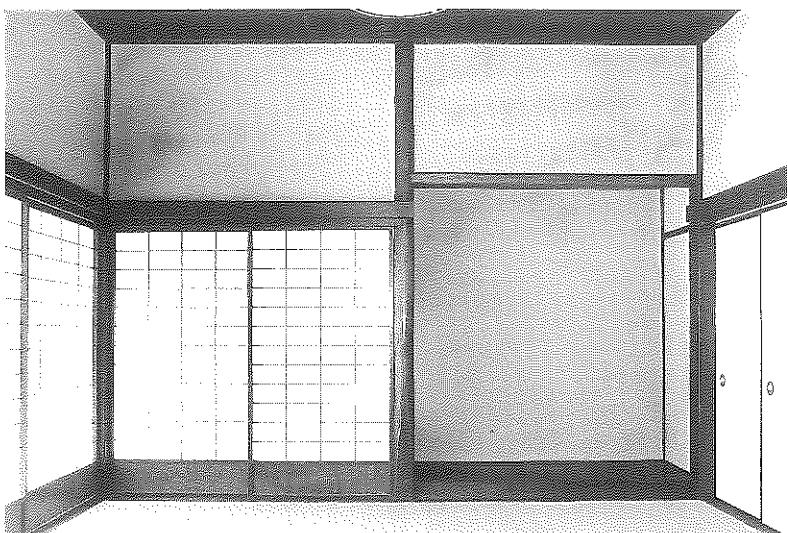
そのダイドコロとナベザの上部は、鉄砲梁や大引、根太などが格子状に組まれており、その整然とした構成は構造的で美しい。また、オモテには内法長押が廻り、床の間と仏壇が矩折れに配置される。小屋組は挙首組で、つなぎ材を用いて補強している。



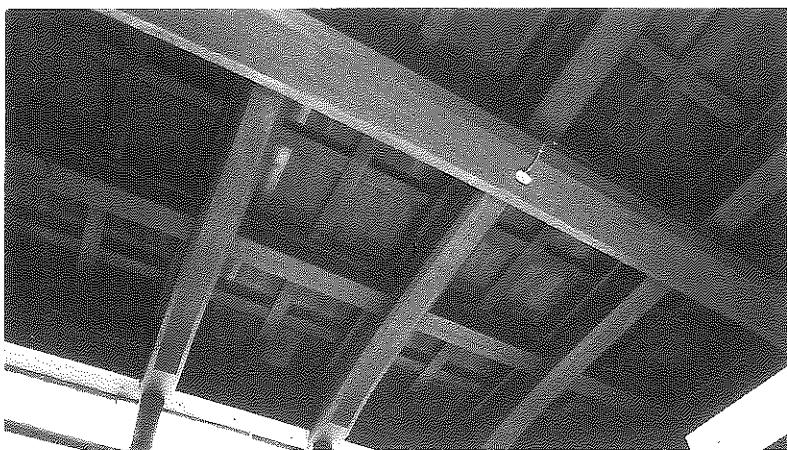
平面図



全 景



オ モ テ



ダイドコロ見上げ

# 美術工芸品

絹本着色仏涅槃図

窪田統泰筆

一幅（絵画・指定）

舞鶴市字紺屋六九

宗教法人 桂林寺

法量 縱 二七四・〇cm 横 二四七・五cm 七副一舗

時代 室町時代（一六世紀）

仏の涅槃は、仏伝のなかでも最も重要な事績として古くより造形化されている。日本における仏涅槃図は、応徳三年（一〇八六）の金剛峯寺本を最古として、平安時代後期以降宗派を問わず、多数の作品が制作され伝えられてきている。

四対の沙羅双樹に囲まれた宝台の上に、右手を折つて枕とし右脇を下にして横たわる釈迦を中心に、その周囲を仏弟子、羅漢、菩薩及び諸天部などの諸会衆が取り囲み、手前には獅子や象をはじめとする動物たちが描かれる。奥には河の流れがあり、夜空に満月が輝く。また、画面右上方には阿那律に導かれる摩耶夫人の一行が描かれる。

本図の図様は、特に他の涅槃図と異なるところはない。本図と全く図様を等しくする作品はないが、個々のモチーフについては他作品と一致する。また、釈迦の頭近くに四臂の諸天部が描かれるのは一四世紀以降の新しい傾向であり、仏涅槃図の一般的な制作方法として、先行諸図様を取り込んでいくさまが窺える。一般に四対の沙羅双樹は宝台の四周を取り囲む形か、三方に配される形で描かれるが、この図では右端の一本を宝台から立ち昇る端雲に覆われる形にして画面に変化を持たせており、人物を中心とした画面構成への意図がみられる。個々のモチーフの描き方についてみると、部分的に輪郭の墨線に近世の補筆が入っていることが惜しまれるが、線描は堅美で、賦彩にも優れ、会衆のポーズや表情に誇張が少なく、全体に調和の取れた穩便な

画風を示している。

核背には、本図の制作、修理等の際の記録が転写されており、制作事情及び今日までの伝来過程を窺うことができる。それによれば、本図は、大永二年（一五二二）以前に国富右京亮信真が興行主となつて丹後国分寺のために制作したもので、絵師は窪田統泰、表具師は式部卿周芳である。その後、米津の萬福寺という寺に移り、さらに、慶長五年（一六〇〇）細川忠興によつて桂林寺に納められ、数度の修理を経て今日に至つている。

窪田は、十五世紀中頃より事績が知られる大和絵の家系であり、所領を持ち、丹後守護代延永氏の代官であつた国富氏の一族とみられ、この時代においても勢力を保持していたと考えられる。

窪田は、『大乗院寺社雜事記』文明九年（一四七七）一二月二五日条では、絵師十家に挙げられている。文献上では、『看聞御記』嘉吉元年（一四五二）三月六日条を初見として、『山科家礼記』『蔭涼軒日録』『実隆公記』等に画作の記事が散見する。窪田は少なくとも三代にわたり、統泰はその三代目にあたると考えられる。一説では、統泰は六十余歳で田辺（現舞鶴市）でなくなつたとみられている。弘治二年（一五五六）に小浜長源寺の絵馬を統泰が描いたことを考え合わせると、本作品は統泰の最初期の作品といえるであろう。現存する統泰の作品は、ほかに『日蓮上人註画譜』五巻（天文五年（一五三六）・京都本園寺）及び『宮増親賢像』一幅（個人蔵）の二例が知られているだけで、仏画の制作については遺品、資料ともに知られていない。しかし、先代窪田は、本来宫廷絵所預が担当するべき天皇の御代始の本尊を描いた（『実隆公記』延徳三年（一四九二）一月八日条）という記録が残つており、統泰が仏画を描く素地は十分にあつたと考えられる。本図に特に窪田画派の特色を指摘できるわけではなく、他の統泰の作品との共通性も見い出しづらいが、本図のような保守的な仏画の画法が窪田の画風ともいうことができる。

以上のように、本図は、室町時代の京都絵師窪田統泰の数少ない遺品であるとともに、制作状況を窺うことのできる大幅の涅槃図として

高い価値を持っている。

(地主智彦)

核背文書 一

涅槃像奉加支

三百疋 國富右京亮信真 同信當

百疋 同官市息女 百文 延永与次郎母儀

百文 家城殿母儀 百文 同内妙祐

百文 河鷗殿 百文 近遷殿

百文 岩崎殿 百文 青井弥八郎

百文 久富新右衛門 百文 形部神六

百文 腹見右京進 二百文 田中弥四郎

五百疋 塙野新右衛門 百文 松井源左衛門

百文 中橋四郎次郎 百文 御中間与孫左衛門

百文 辻将監 百文 木屋

百文 大工新右衛門 百文 同 弥八郎

百文 溝 百文 高口郎三郎

九百疋 芳中二ヶ村 二百文 難波野村

百文 尊秀 百文 大谷寺

百文 西迎寺 百文 次郎

百文 開縫助 百文 同妙喜尼

百文 一一禪尼

又此後

右丹後國分寺涅槃像與行

繪師

表具師

奉行

從大永二年壬午捨月九日

丹後符中國分寺雖為寺物、子細有、米津萬福寺

之寺物用之、昔永祿九年歲涅槃像絹五幅、常光院

重阿致勸進一幅雖仕立候、此繪像如形成繪、而候間、

永祿九年沽脚仕此繪像仕替候、條前之壇那<sup>タチナ</sup>記之

畢、道俗貴賤男女一紙半錢之旦那等、

權守 宗見禪門 同女 妙才禪尼

木戸九兵衛 同女 紗芳紹英信士

花翁常春禪門 天育妙性大姉



木造阿弥陀如來立像

一軀（彫刻・指定）

熊野郡久美浜町一番地

宗教法人 本願寺

法量 像高九七・九cm 髮際高九〇・六cm 頂一額一七・七cm

面張一〇・四cm 耳張一三・七cm 面幅一〇・八cm

面奥一四・六cm 腰張三三・一cm 補張二二・四cm

胸厚一五・〇cm 腹厚一八・三cm

時代 鎌倉時代

であつた可能性は高い。  
正面から見た相貌は穏やかで、衣文も伝統的な藤原様式に従いながら、相貌の側面觀には厳しさをたたえ、腰から太腿にかけて量感が増し、衣文も太くなるなど鎌倉時代初期の京都仏師による新しい様風を顯著に示している。また図像的にみても、十三世紀鎌倉時代以降に通例化する左足を遊脚とする阿弥陀如來立像の十二世紀における古例のひとつであり、保存状態もよく、その価値は非常に高いものがある。

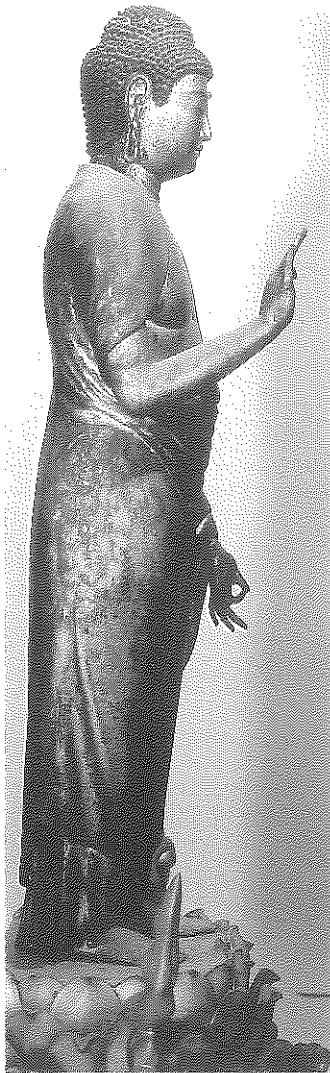
（石川登志雄）

ヒノキ材、寄木造で、漆箔を施し、彫眼とする。螺髮を彫出し、肉髻珠（欠失）、白毫（水晶）をあらわし、耳朶環状、三道を彫出する。下半身に裙（裳）をまとい、その上に袈裟を偏袒右肩（袈裟を右肩にわずかに掛ける）に着し、右手屈臂、左手垂下、各手の第一、二指を捻じて来迎印として、左足を半歩前方にわずかに踏み出して遊脚とし、蓮華座（後補）の上に立つ通形の三尺余りの阿弥陀如來像である。

頭体の根幹部を、横耳後の位置で前後に矧ぐ（一材の割矧か、別材の矧せかは不明）。肉髻上半は別材（横木）を矧ぐ。頸部三道下で割首とする。両手部は肩の位置で矧ぎ、左方は肩一袖下まで一材で、これに左手首先を矧ぎ、右方は臂と手首で矧ぐ。両足先を矧ぐ。両足は両足部と共に木。さび下地、漆箔仕上げとする。

本願寺は、久美浜町久美浜に所在する丹後地方ではもつとも歴史の古い浄土宗寺院で、寺伝では奈良時代に行基菩薩が開基、平安時代に惠心僧都源信が中興したという。本像は本堂阿弥陀堂（鎌倉時代、重文）の厨子内に本尊として安置されている。寺伝では、建久三年（一九二）法然上人が來舟して後白河院の追善を行ひ、それ以後淨土宗供養した仏像であるとしており、鎌倉時代における本像の由來を示す史料として注目される。當時、本願寺は後白河院の持仏堂であつた長講堂の領有する庄園である久美庄内にあり、本像が後白河院の追善仏





右側面



正面



左側面



像底

ある。

龜岡市蘿田野佐伯亦垣内  
宗教法人 蘿田野神社

法量	總高(宝珠+基礎)一九六・〇cm	基礎高一六・〇cm
竿高六一・〇cm	中台一六・〇cm	火袋高三三・五cm
笠高一五・五cm	台石高(地上高)二二・〇cm	

時代 鎌倉時代

花崗岩製。八角形、円筒竿、火袋大面取りの石燈籠で、三石からなる正八角形の台石上に立っている。

基礎は正八角形で、側面に格狭間を彫る。その上面に正八角形一段の造り出しを設け、胡桃型複蓮華文の敷座をつくり、さらにその上に円形の一段の造り出しをつける。

竿は円形、三節につくり、上下節は二条の帯、中節は三条の帯をつくる。

中台は正八角形で、下面に正八角形の仰蓮華を刻出し、その下に円形の造り出しをつける。側面は各面一間に分け、そこに長方形の羽目を彫り、中に格狭間を刻む。上面には正背左右の辺を他の四面より長く取った八角形の造り出しをつくる。火袋は四面と大面取りの四面からなり、各面上、中、下三段に分かつ。上段は正背左右四面を二区、大面取りの残り四面を一区に分け、それぞれ縦・横の連子を入れる。中段は正背二面を方形の火口とし、左右二面に丸窓を彫り透し、大面取りの四面には中央の円相内には梵字を彫るが、風化のため判読できない。下段は上段と同様に正背左右四面を二区、大面取りの四面一区に分かち、格狭間を入れていると思われる(現在は背面火口部下にそれらしく残る)。

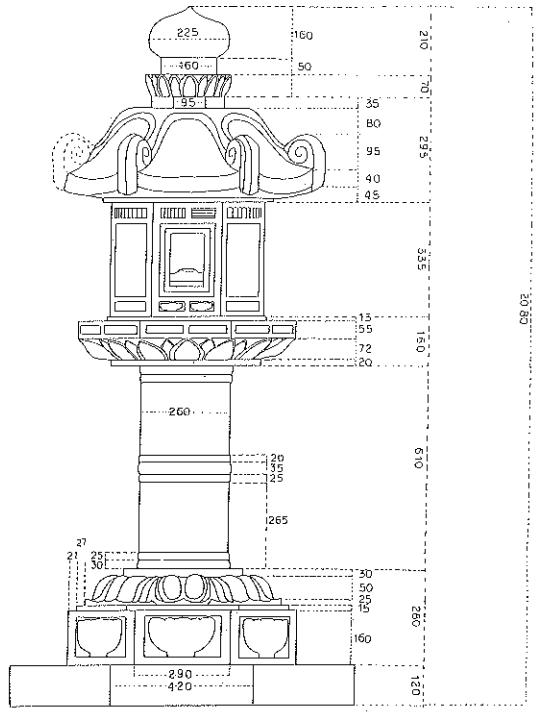
笠は三筋の降棟をつけ、先に巻き込みを彫った蕨手をもうけ、低平な頂部に八角形の露盤を作り出す。また下端の軒裏には一段の垂木形をもうける。請花・宝珠は別石で柄差しとする。

なお、蕨手四個を欠失し、宝珠を後補とし、正面火口部に割れ損が

始まるという。鎌倉時代後期以降には蘿田野八幡宮と称したと伝える。石燈籠は現在本殿向かって左側の瑞垣のなかに立っている。この石燈籠は八角形、円筒竿で、やや小ぶりではあるが、永仁三年(一二九五)銘石清水八幡宮六角石燈籠、旧報恩寺八角石燈籠(現在北村ひろ氏藏)、徳治二年(一二三〇七)銘大宮元神社八角石燈籠(以上鎌倉時代、重文)と同様、基礎の上面に一段の造り出しを設け、その上に美しい胡桃型伏蓮華文を置き、中台の側面を薄くして長方形の羽目を彫るなど、全体的特徴からみて、鎌倉時代後期の制作と考えられる。このような形姿をした鎌倉時代の石燈籠は京都市内と丹後方面に特徴的に分布することは周知のことである。

丹波の蘿田野神社の石燈籠は宝珠を除く他はほぼ完存しており、京都と丹後において特徴的に存在する石燈籠の影響関係を考える上で重要な位置にある。丹波地方に類例少ない鎌倉時代にさかのほる石燈籠の遺品として石造工芸史上貴重である。

(石川登志雄)



## 実測図



全 景



基 础



宝珠一中台

舞鶴市宇鹿原五九五  
宗教法人 金剛院

本来口頭による伝授を重んじていたが、儀軌伝授も並行して行われた。また、儀軌を修学のために筆写する作業が繰り返し行われたため、奥義は特定の範囲で流布することがあった。

時代	室町時代～昭和時代
室町時代（文明七年～永祿九年）	六四点
安土桃山時代（元亀二年～慶長三年）	一四点
江戸時代（慶長八年～慶応四年）	一五二〇点
明治時代（明治三年～同四〇年）	三九点
大正時代（大正九年～同一四年）	六点
昭和時代（昭和四年）	三点

舞鶴市宇鹿原に所在する金剛院は、平安時代初期に平城天皇の皇子高岳親王（真如法親王）の開基と伝える真言宗の古刹である。山号鹿原山。現在は真言宗東寺派に属する。

聖教とは、一般に経律論疏をはじめとする仏典の総称であるが、宗派の祖師・先徳の典籍遺文で後世に範として仰がれるものを称することがある。真言宗では密教儀礼に関わる種々の作法・次第などを記したものが多いことから事相聖教とも称される。事相とは密教修理の理論的研究を意味する教相の対語で、密教儀礼の具体的実際的修習を意味する。真言宗の事相には、聖宝（八三三～九〇九）を祖とし、口伝口訣を尊重する小野の隨心院を本拠とする小野流と、益信（八二七～九〇六）を祖とし、口伝よりも儀軌を重んじる広沢池畔の遍照寺にちなむ広沢流との二流があつたが、本聖教類から金剛院が小野流に属していたことがわかる。

金剛院聖教類は、大きく儀軌と伝法灌頂に關わる史料群に分類することができる。

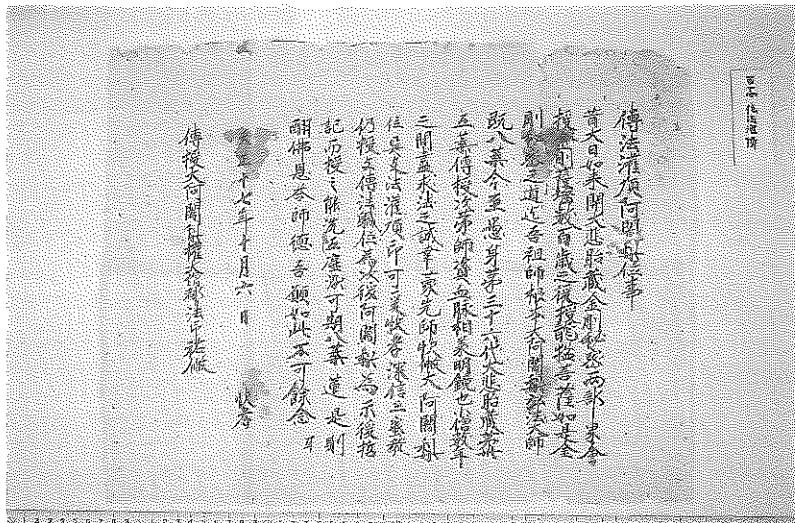
儀軌とは、仏像などの図像学的規則（造像儀軌）、念想の作法（念誦儀軌）、供養の仕方（供養法）、印契の結び方（結印法）、実施順序（次第）など、密教儀礼の実施に関する作法や次第が記された文献を意味する。これらは秘密裡に師資相承される奥義であった。小野流は

は、それぞれの儀軌に記された奥書等によって知ることができる。その最も古い奥書を有するのは、文明七年汲瓶水作法（七四一）である。筆写のための出向・借覧の範囲は、丹後一円（成相寺・縁城寺・円隆寺・多称寺・泉源寺智照院・松尾寺）、若狭（万德寺正照院・中山正寿院・天徳寺）をはじめ、但馬養父郡日光院、摂津妙法寺、備前西大寺、同西明寺などにも及んでいた。これらに加えて、金剛院に入山した僧が高野山に修学中に筆写した儀軌も伝来している。なかでも、摂津妙法寺は江戸時代の国学者として有名な僧契中が住した寺として著名であり、徳川綱吉の帰依を得て江戸湯島に靈雲寺を開いた淨巖（一六三九～一七〇二）の法脈を伝える名刹である。金剛院の閑慶は度々妙法寺に淨巖の儀軌を求め、淨巖の法弟達によって伝写された儀軌を筆写して金剛院にもたらしている。これら奥書は、儀軌が金剛院にもたらされた経緯のほか、小野流密教諸寺院間の交流網、とりわけ儀軌を媒介とした僧侶間交流の実態を明らかにすることのできる貴重な史料である。

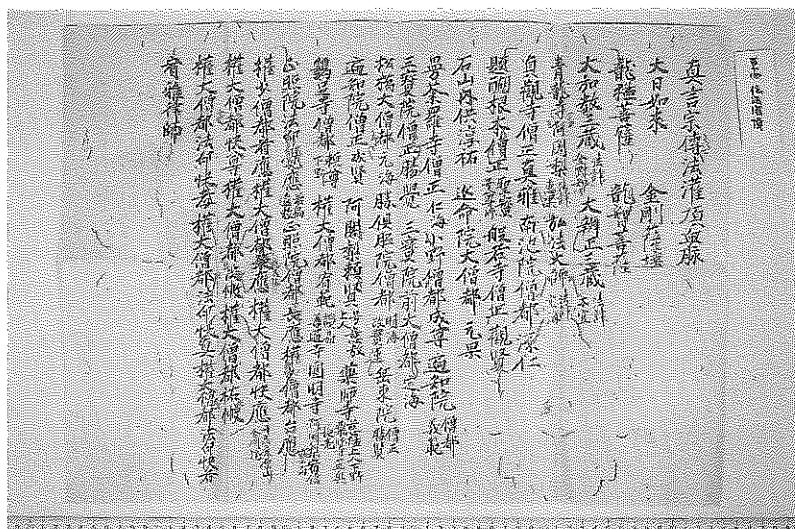
次に伝法灌頂関係の史料群は、金剛院において伝法灌頂が盛んに行われていたことを示している。伝法灌頂とは、師たる大阿闍梨が密教究極の法を修行を積んで有資格者となつた弟子に伝え、阿闍梨位を繼承させるために行う儀式である。灌頂に伴い師から弟子に印可状・伝法血脉などが授与された。金剛院には永正十一年（一五一四）に阿闍梨台円が、快尊に授与した印可状を緒として、戦国時代も途絶えることなく、近代に至るまで連綿として伝法灌頂が行われていた。

以上、金剛院聖教類は、系統的にまとまって伝來し点数も多く、中世後期から近世を通じて、地方密教寺院における宗教活動の具体相を研究する上で、先に京都府登録文化財となつた「金剛院文書」と相まって学術的価値の高い貴重な史料群といえよう。

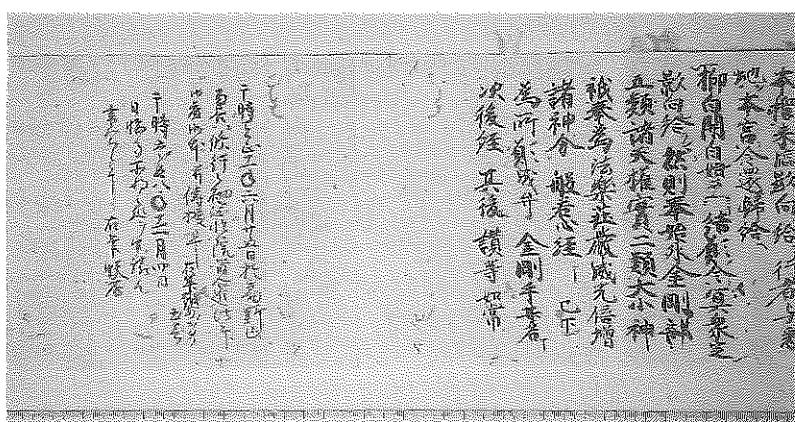
（石川登志雄）



伝法許可印信



真言宗伝法灌頂血脉



八千枚白表(慶長 8 年奥書)

ふたごやまこふんしおどりん  
二子山古墳出土品

一括 (考古資料・指定)  
宇治市宇治琵琶三三

宇治市歴史資料館保管)

宇治市

滑石白玉

一括

鉄十字形鏡板付簪

一具

一、三環鈴

一個

木芯鐵板張輪鏡 残欠共

一對

一、甲冑類

一個

鉄劍菱形杏葉

一個

一、鐵衡角付冑 (鍍付)

一個

鉄釣金具

一個

一、鐵短甲

一頭

鐵環状雲珠

一個

一、鐵頭甲

二領

鐵辻金具 残欠共

五個

一、鐵肩甲 残欠共

二組分

鐵地金銅張飾金具

一個

一、鐵挂甲 残欠共

一領分

鐵轡金具

二六個

一、鐵籠甲 残欠共

二領

鐵草摺殘欠

二個

一、鐵肩甲 残欠共

一組分

鐵具 残欠共

五個

一、鐵頭甲 残欠共

一括

鐵轡金具

三個

一、鐵肩甲 残欠共

一頭

鐵斧

二個

一、鐵頭甲 残欠共

一頭

鐵轡金具

二個

一、鐵頭甲 残欠共

一頭



鉄衝角付冑・鉄短甲・鎧手・三環鈴(南墳出土) (宇治市教育委員会提供)

土櫛、中央櫛は木棺直葬である。ともに、五・五mほどの長大な割竹形木棺を棺としている。西櫛は、長さ三・八mの割竹形木棺を粘土櫛で覆う。埋葬の順序は、東櫛・中央櫛・西櫛の順である。

南墳の墳形は、円墳か方墳か断定できない。円墳とすれば、直径三十四mほど、方墳とすれば南北二十八m、東西三十四mの規模となる。埴輪及び葺石は確認されていない。主体部は、墳頂部に東西方向に一基が確認され、全長四・一八m、幅〇・八mの箱形木棺の直葬である。遺物は、各墳の主体部、墳頂部及び墳丘裾部から出土した。墳頂部及び墳丘裾部から出土したものは埴輪であり、埴輪以外のものは主体部からの出土品である。北墳東櫛の粘土櫛南端からは多量の鉄製農工具類が、中央櫛棺内からは鉄劍、鉄鎌及び鉄製農工具類、棺外からは、刀剣類が出土した。また、西櫛棺内からは、仿製鏡、玉類、甲冑、武器、鉄製農工具類、棺外からは、武器、楯が出土した。さらに、南墳棺内からは甲冑を始めとして、仿製鏡、玉類、武器、馬具、少量の鉄製農工具が、棺外からは、楯、武器、馬具が発見された。北墳出土品が、各種の農工具が豊富であるのに対し、南墳出土品は、農工具は少なく甲冑・武器が中心を占め、馬具が存在するなどの対照を見せていく。北墳出土品は五世紀中葉、南墳出土品は五世紀後葉の特徴を示す。なお、北墳東櫛・中央櫛及び南墳は盜掘にあっており、全貌を知りえない。

南墳から、計三領の短甲、挂甲とともに、付属の武具が完備して出土しているように、本出土品の特徴は、多量の甲冑、武器が副葬されていたことである。とりわけ墳丘規模に比して、甲冑の豊富さは特筆される。南山城地域においては、久津川車塚古墳から同時期の短甲・冑五組と挂甲一領が出土しているが、他には、これほど甲冑が数多く出土している例はない。またその他にも、当地域では初期の遺例である馬具のほか、出土例の少ない槍身鉾、三環鈴なども興味深い遺物である。

本出土品は、古墳時代中期の南山城地域における勢力の性格を解明するうえのみならず、甲冑、武器、農工具の変遷や乗馬風習の伝播を考えるうえで重要な一括遺物群として価値が高い。

(地主智彦)

# 無形民俗文化財

新井の太刀振・花踊

(登録)

与謝郡伊根町新井

新井区

新井は、若狭湾に面した新井崎の先端にあり、漁業を生業の中心とする約五十戸ほどの集落である。ここでは、四月十五日、中国秦の始皇帝の家臣徐福を祀る新井崎神社の祭礼に、太刀振・花踊が奉納されている。

太刀振は、元来青年の持ち芸で、次の六曲から構成される。

棒 振 小学一年生くらいの少年が、両端に色紙の房飾りをつけた一メートルほどの棒を簡単に打ち合う。

小太刀 中学生くらいの少年が脇差しによつて切り組みを演じる。

大太刀 小学校高学年～中学生の少年が、太刀を持って一斉に揃い振りを演じる。

長 刀 青年男子が長刀により激しく切り結ぶ。

居 合 青年男子が刀により激しく打ち合うのが特色である。

葵 太 刀 青年会を退く年代の最年長の青年が、太刀の揃い振りと切り組みを演じる。

大太刀以外は、二人一組になり左右に分かれて切り組みを演じるもので、左右対称的な動きを基本に、時に激しく打ち合るのが特色である。

この太刀振には、全体の進行をはかり、時にもどき芸を見せ笑いを誘うシンボチ、区切りごとに背丈ほどの太い棒の先につけた大鈴を鳴らすトッケツが付属する。離子は太鼓と笛で、太鼓は棒につるした鉦打の大太鼓を太バチと地拍子を打つ小バチに分かれて打つ。これらシンボチ、トッケツ、太鼓打ちを三役と呼んでいる。

花踊は、家主会を中心構成される。踊り子は十人で、そのうち二

人が太鼓打ちを務める。太鼓は普通の締太鼓で、これが中央に位置し、その周りを踊り子が丸く取り囲む。踊り子はそれぞれ右手に扇子、左手に色紙で作った花を持つ。花は細竹の先端に麦ワラを巻きつけ、そこに五色の色紙をつけた枝を差し込んだもので、通常十二本、毎年には十三本持つようになつてある。踊に際しては、踊り子の周囲を太刀振を務めたものたちがさらに取り囲み、歌は全員で歌うのが原則である。踊の所作は音頭に合わせて、右手の扇子で花の柄を打ち左右に足を踏みかかる程度である。

曲には、「四季の踊」「まりの踊」「やぐら踊」「はくや踊」「うらば踊」「お鳴踊」「長者踊」「露の踊」の八曲があり、例えは荒神さんは「四季の踊」「露の踊」というように、それぞれ奉納場所で上演する曲が決まつてある。「長者踊」「露の踊」は太鼓持ちが加わる一本バチの曲で、これ以外の六曲は片手に太鼓を持ち一本バチでたたくものである。「長者踊」だけ曲の間間に太鼓の乱れ打ちが入る。

花踊は、シンボチの口上にあるとおり笛ばやしの名を持つ風流踊である。この踊は他地区の花踊とはや異なり、踊り子の周囲をさらに祭礼の諸役を務めるものが取り囲むが、これは風流踊の側踊が形式的に残つたものと考えられる。

芸能の起源について、太刀振は舞鶴市の吉原から、葵太刀に関しても宮津市の府中から伝わつたといふ。京都府内に伝承される太刀振は大きく組太刀型と大太刀型に分類でき、組太刀型は舞鶴市域、大太刀型は宮津の籠神社を中心とした分布を見せる。この太刀振は両方の混合型で、組太刀が若狭湾を越えて伝承されており、歌舞伎色が強く、若狭の太刀振との関連がある蒲入の太刀振と合わせ、分布の点からも注目される。

太刀振と花踊を一組とする祭礼芸能は、与謝地域を中心に濃密な分布を見せる。そうした中で、太刀振の組太刀と大太刀の混合した形態や花踊に側踊のなごりが残ることなどは、この祭礼芸能の大きな特徴であり、風流踊の地域伝播の一類型を示すものとして価値が高い。

(原田三壽)



太刀振(葵太刀)



太刀振(居合)



花 踊

竹野郡丹後町遠下

遠下区

遠下は、間人より丹後半島の突端経ヶ岬へ向かう途中にある平からさらに宇川に沿つて約一キロほど上つたところにあり、農業を生業の中心とする約三十戸ほどの集落である。ここでは、十月十日、依遅神社の祭礼に、太刀振とともにちいらい踊が奉納される。現在、ちいらい踊は太刀振の中に組み込まれる形で伝えられており、祭礼は露払（小太刀）一ちいらい踊一葵太刀（大太刀）の順序で行われている。

当日昼過ぎ、諸役は区長宅に集合する。衣装着け等準備が終わると、ここでまず一通り芸能を行い、終了後傘鉾を先頭に神社へ向けて出発する。芸能は依遅神社で二回、もと舞台のあつた生活改善センターで二回行って祭礼は終了する。

この踊は、踊り子と呼ばれる六人の少年によつて演じられる。構成は、太鼓打ち一人、太鼓持ち一人、ササラ二人、腰細（バチ）二人で、保育園から小学校四～五年生のものが務めることになつてゐる。太鼓は露払が兼ね、ササラは右手に擦り棒、左手に竹を細かく割つたサラを持ち、腰細はバチと呼ぶ長さ三十七センチ前後の棒を二本持つ。楽器が欠落した形態であるが、これは他の同様な芸能に見られるカンコに相当するものと思われる。ササラと腰細は、トーザイと呼ぶ風流の帽子をかぶるのが特徴的である。

六人はゴザ三枚を縦一間、横一間半に敷いて舞場とし、本殿に向かつて右から太鼓、腰細、ササラの順に並ぶ。まず、太鼓打ちがトントン（テンテン）と二つ打ち、手を右へ広げながら右に一步踏み出す（シユ）。これに合わせて、太鼓持ちはすぐ左足を大きく開いて身をかがめ太鼓を左下へ出す。このとき、バチは一本を打ち鳴らし、サラは二つ打ち（テンテン）、共に太鼓の方向へ手を広げながら一步踏み出す（シユ）。次に太鼓打ちはトントン（テンテン）と二打して今度は左へ踏み出す（シユ）。太鼓持ちは二打の後すぐ右足を大きく開いて身をかがめて太鼓を右下へ出す。これに合わせてバチは一本を打

ち鳴らし、ササラは二つ打ち（テンテン）、ともに太鼓の方向へ手を広げながら一步踏み出す（シユ）。太鼓打ちは足を踏み代えつつ七打して（トーリーリーレリーレリー）右回りにその位置で一回転し、太鼓持ちは左右に太鼓を回しつつ打たせ左回りに一回転する。ササラ、バチも足を踏み代えながら太鼓に合わせ、ササラを擦り、カンコを打つよう振（握りを上にして棒を交互に胸前に立てるようにする）を見せる。以上が一回の動作で、同様な所作をもう一度繰り返し終わる。これらの所作は、「テンテンシユ、テンテンシユ、トーリーリーレリーレリーレリ」の囁子言葉を唱えながらあることが注意される。この文句は、昔笛が附属していたなごりだという。

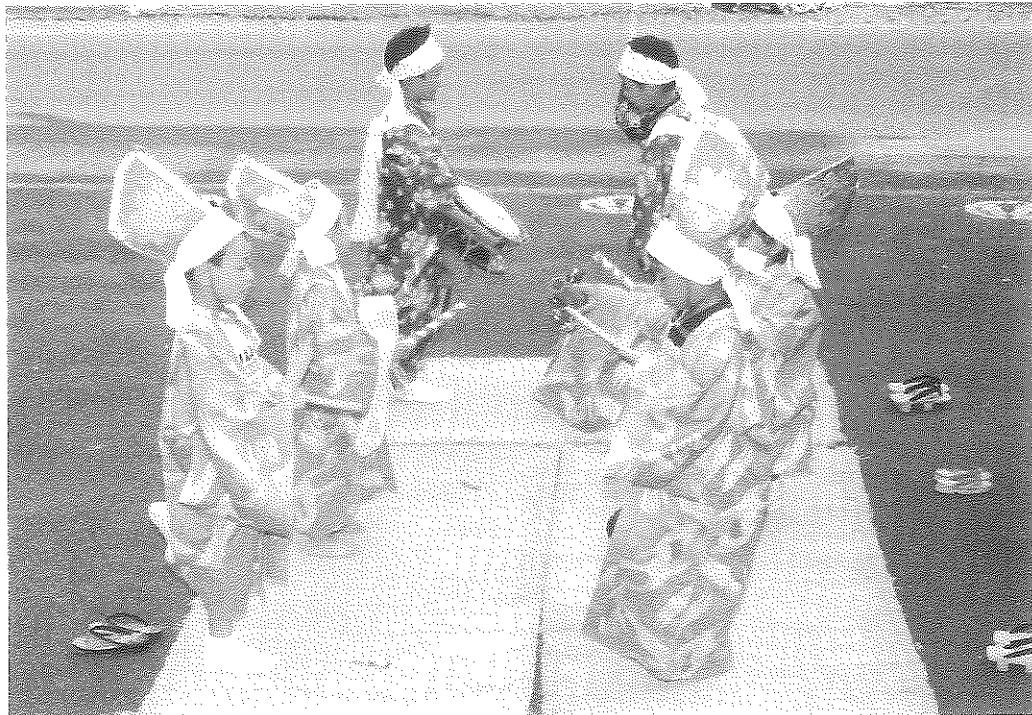
遠下の周辺には「黒部の踊子」、「舟木の踊子」（弥栄町）、「竹野のテンキテンキ」（丹後町）など同様な芸能が分布している。これらは全く歌謡を伴わない少年たちによる踊であるが、近世の地誌「丹哥府志」によれば、テンキテンキにはかつて「ヤヨ帰り候、げいにも候、昼にも候」と中世に起源を持つ囁子言葉があつた。これは近世の流行歌謡から成る小歌とは異なつたものであり、それ以前に流行した囁子物に付属した踊り歌である。したがつて、ちいらい踊は中世囁子物の流れを汲む風流踊であり、これらの踊は、丹後に「笛ばやし」と呼ばれ広く分布する小歌系の風流踊よりも、さらに古い伝承であり、かつてはこうした踊もまた広く分布していたと考えられる。ちいらい踊自体は、他地区の芸能と比べて簡略化が進んでいるものの、囁子物のなごりを伝えると同時に地域的変容を窺わせるものとして大変価値が高

く、貴重な民俗芸能である。

(原田三壽)



露 扱



ちいらい踊

# 文化財環境保全地区

こんごういんぶんかざいかんきょうほせんちく  
金剛院文化財環境保全地区

(決定)

舞鶴市字鹿原一三六番他  
宗教法人 金剛院

金剛院は、鹿原山金剛院慈恩寺と号する真言宗東寺派の寺院で、舞鶴市の西部、福井県との県境近くの鹿原と呼ばれる集落の最奥に位置している。

江戸時代の中期に成立した縁起によれば、平安時代初期の天長六年（八二九）に、平城天皇の第三皇子である高丘親王（真如法親王）が、勅許を得て高野山から弁財天を勧請、天女社・大日堂・藥師堂・地蔵堂などを建立したのを始まりとする。その後親王の入唐により寺は荒廃したが、白河天皇が波切不動明王を安置し諸堂を整備するほか、鳥羽天皇の皇后である美福門院が阿弥陀仏を安置し本堂を再建するなど、平安時代を通して勅願寺として栄えたという。

境内は、鹿原山と鹿原川に囲まれた僅かに広がる平地を中心として、

東西約二〇〇mにわたって細長く広がる。現在は、下流側の西端に本坊の建物、川沿いを遡った東端に三重塔、そして塔上の鹿原山山腹に本堂・雲山閣・弁天堂・鐘楼が建ち、境内に建造物が点在する伽藍構成を示している。

このうち本坊には、本寺を厚く庇護していた細川藤孝（幽斎）の作庭であると伝えられる府指定名勝の庭園がある。園池とその中央に位置する中島、園池の西方に設けられた築山から構成されたもので、中島が写実的に亀島を表し、築山が須弥山を意図しているほか、池畔の石組や枯滝石組はじめとする多数の石組には優れた技巧がみられる。本来この庭は旧方丈から望むように作られており、本坊の建物が度々再建されるなかで、現在も旧態を留めていると考えられる。

府指定有形文化財の本堂は、桁行五間、梁行四間、寄棟造、鉄板葺の建物で、正面に一間の向拝が取り付く。天保三年（一八三二）に起工し、天保十一年に棟上げされたもので、正面を吹き放し、外陣の架構や向拝の彫刻などの正面の意匠に凝るなど、参詣者を意識した近世的な特徴がみられる。さらに、後戸を設げず、背面壁に接して須弥壇を設けるという特色のある平面をしており、近世丹波における重要な密教本堂の一つとして数えられる。この本堂をはじめ、弁天堂・鐘楼・雲山閣などの建造物は、本寺を庇護してきた田辺藩主牧野氏によって、江戸時代中期から後期にかけて建立・整備されたものである。

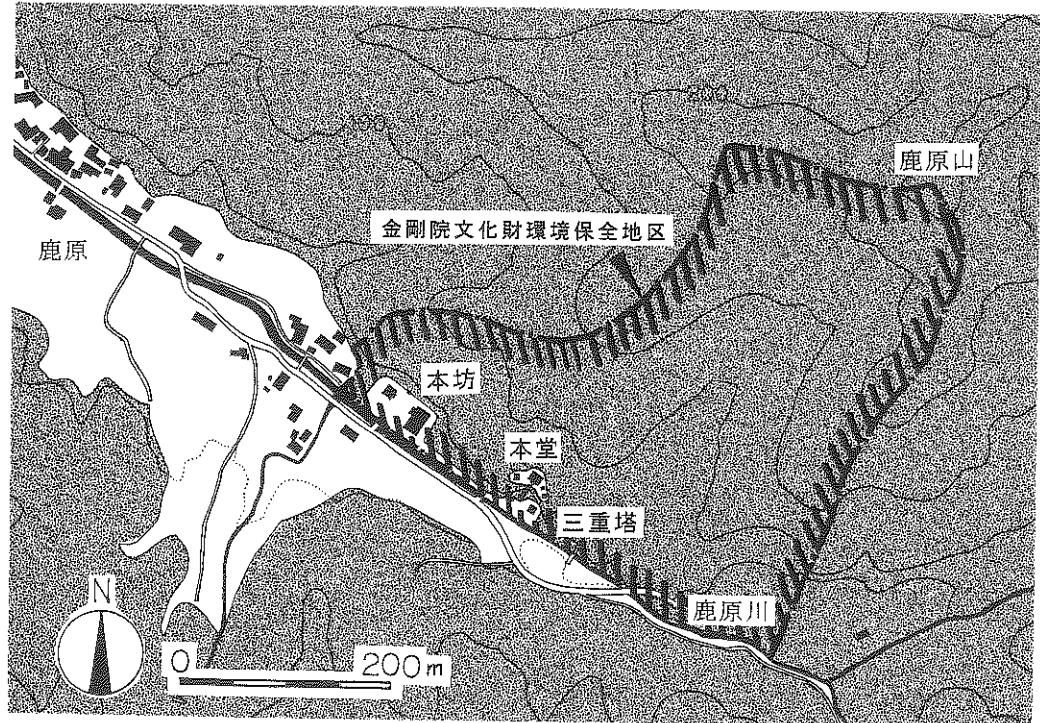
このほかにも、室町時代後期建立の重要な文化財の三重塔や、平安時代から鎌倉時代にかけて作られた重要文化財の仏像をはじめとする優れた有形文化財が、境内及び堂内に数多く残されている。

これらの文化財の周囲には、カエデ・イチヨウ・サクラ等の落葉樹が植栽され、四季折々の景色を見せており、本坊東側には、樹齢八〇〇年という舞鶴市指定天然記念物のカヤの木が成育している。また、モミ林やシイ・カシ林、アカマツ・コナラ林など自然性の高い多様な植生によって構成される境内林は、鹿背山の南面に境内を包むよう広がり、建造物や庭園と調和した姿を見せていく。このように、金剛院は、文化財と周辺環境とが一体となつた優れた文化財の環境を有している。

(島田 豊)



地区遠景(左：本堂、右：三重塔)



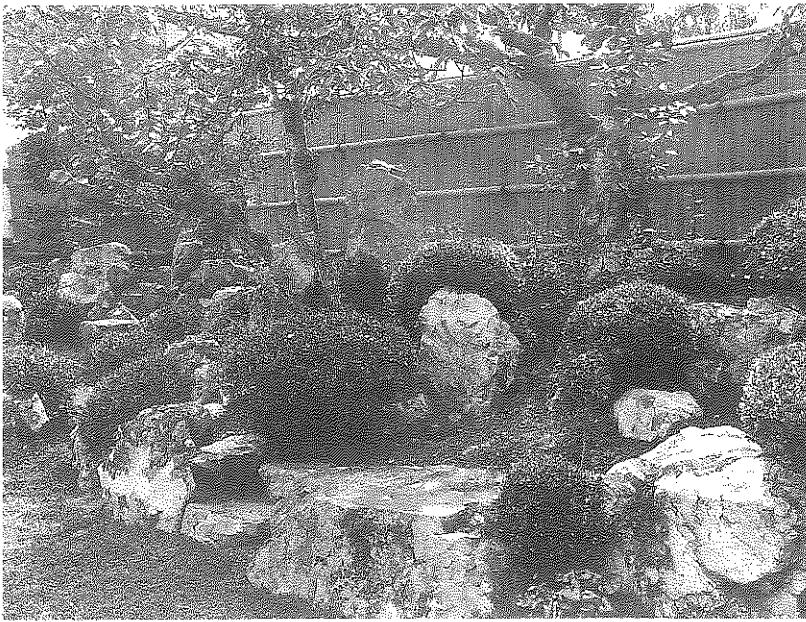
地区周辺図

# 史跡名勝天然記念物

正暦寺庭園  
しょうれきじていえん

綾部市寺町堂ノ前四五番地  
(名勝・指定)

宗教法人 正暦寺



那智山正暦寺は真言宗高野山派の寺院で、JR綾部駅の東南一・五kmに位置する。

寺の起源は天慶二年(九三九)、諸国巡錫中の空也上人が須知山の山頂に觀世音像を安置したこととに始まり、その後、正暦二年(九九一)に約四km北方の現在の地に移り、ときの年号を寺号として定めた。現存の鐘楼門、本堂、庫裏などの建物は、再中興と称せられる湛信上人(明治十一年没)により、天保五年(一八三四)~十二年(一八三四~四二)に修造されたものである。

庭園は、本堂の北に接して並ぶ客間(旧位牌堂)と庫裏の西側に、庫裏側からの座視観賞を意図して築かれている。南北幅約十六m、東西の奥行き約十一mの広さを持つ枯山水の庭園で、西辺を限る竹垣の手前に南北に延びる野すじ状の低い築山を主景として配し、立石を交えた五十個あまりの景石で築山の輪郭と枯滝を組み上げている。

石組の構成は、庫裏より向かって築山中央やや右寄りの最も丈高い立石から組み下ろす枯滝と、それに呼応する形で左寄りに据えられた低い立石から組み出される枯滝をそれぞれ中心として成り立っている。この二極中心を持つ配石構成により、南北に直線的に連なる築山の中央部に入江状のくびれを表させ、さらに入江の左側の石組を前面平地に延び出させて、出島状に突出した輪郭を形作っている。

築山外縁より約四m手前庫裏側に離れて、鶴島を意識して配置されたとみられる十数個の石で構成される独立した石組がある。この石組は、本来は長径一・五mほどの楕円形の輪郭をしていたものと考えられるが、現状では、客間の外縁部に近接した東及び南辺の一部が、建物の外壁輪郭に合わせ直線的な土留め石列に改められた形跡がある。庭園東側を画する本堂から庫裏までの建物は、天保年間の再中興期に建造されたものであり、寺伝ではそれ以後に建物平面輪郭を拡張する増改築はないといわれるところから、庭園の築造は江戸時代中期に遡る可能性もある。

比較的狭い地割に稠密に配された巧みな石組を顯著に表すため、近年、生い茂り過ぎていた灌木類を大幅に除去剪定したことから、改めてその価値を認められた古庭園である。

(石田裕二)

# 京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区及び選定保存技術件数一覧

(平成6年6月28日現在)

種別 区分 年度	建造物		美術工芸品							無形文化財	有形民俗文化財		記念物				文化保全地区 環境 (決定)	選定保存技術 (選定)	総合計					
	件	棟 基 數	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料		風 俗 慣 習	民 俗 芸 能	小 史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	小 計								
	年 数	数	数	数	数	数	数	数	数		件	数	件	数	件	数								
指 定	57	△1 9	△5 16	2	4	7	△1 1	△1 1		△2 15	(認定1) 1		△1 1	△1 3	△1 4	6	3	2	11	△4 40	15	△4 55		
	58	△2 9	△3 22	6	4	4			2	1		17		2	4	6	2	3	1	6	△2 38	9	△2 47	
	59	△1 7	△3 18	3	3	2			△1 1	△1 10			1	1	6	7	2	3	1	6	△1 31	11	△3 42	
	60	△1 7	△2 11	3	3	2			△1 2	△1 1		11					2	1	2	5	△2 23	4	△2 27	
	61	△1 10	△13 39		1		1	1		3							2	1	2	5	△1 18	5	△1 23	
	62	3	8	3	3				△1 4	△1 2		12					1	1	1	3	△1 18	4	△1 22	
	63	3	11	3	3	1		3	1	11							1	1	2	16		1	(認定2) 18	
	元	4	9	2	1			△1 2	△1 1	△1 7	(認定1) 2	1					1	1	2	16	△1 16	1	△1 17	
	2	1	1	1	1	4		5	1	12						3	3	1	1	2	18	2	22	
	3	6	12	3	2	4	2	1			(認定4) 4									22		1	(認定1) 23	
登 録	4	4	16	1	1				1	3							1	1	2	9	1		10	
	5	5	13	1	1	1	1	1	5								1	1	1	11	1		12	
	計	△6 68	△26 176	28	27	25	△1 5	△4 22	△1 10	1	△6 118	(認定6) 7	2	△1 1	△1 7	△1 13	△1 20	△1 16	△1 16	△1 13	△1 45	△14 260	54	(認定5) 318
	57	▲2 25	▲7 44	5	2	4		1			▲1 12					6	6				▲3 43		▲3 43	
	58	7	11	2	1					3					4	4		5	5	19			19	
	59	▲1 11	▲1 15		2					2					5	5		1	1	19			▲1 19	
	60	5	11		2					2			1	1	5	6				14			14	
	61	6	9	1	1	2		2	1	1	8				6	3	9			23			23	
	62	4	10			2		2			4			2	5	1	6			16			16	
	63	1	5											4	1	5				6			6	
	元	2	8		1					1			4	2	3	5				12			12	
登 録	2	2	2	2						2			1		3	3				8			8	
	3	1	1											2	2					3			3	
	4	4	5					3		3				2	2					9			9	
	5	1	1											2	2					3			3	
	計	△3 69	△8 122	8	10	9		8	1	1	△1 37			8	18	37	55		6	6	175			△4 175
	△6 合計	△6 △3 137	△26 △8 298	8	37	34	5	30	11	2	△6 155	(認定6) 7	10	△1 25	50	75	16	16	19	51	△14 435	54	△4 493	△4 4
	△6 △3 合計	△6 △3 137	△26 △8 298	8	37	34	5	30	11	2	△6 155	(認定6) 7	10	△1 25	50	75	16	16	19	51	△14 435	54	△4 493	△4 4

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。

(2) △印は、重要文化財等に指定されたため、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。

(3) ▲印は、重要文化財等又は府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により、京都府の登録が取消となった件数(棟数)で内数である。

(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数( )は、件数に含めない。

# 京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成6年6月28日現在)

種別 市町村	有形文化財												彫形文化財		民俗文化財		史跡		名勝		天然記念物		指定登録計		小計		登録等技術		合計			
	美術工芸品																															
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	古文書	考古資料	歴史資料	小計	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録			
* 京都市	22	6	9	7	7				30	3	3	1	1	30	6	1			1	1	1	1	62	6	4	72						
* 向日市	2	1																	1	1					4	1		5				
* 長岡京市		1		2																	2					1	1		4			
* 大山崎町		1				1															1					1	1		2			
* 宇治市	7	3		2	1				6	2	1					1	1	1							1	17	3	1	21			
* 城陽市		4		1												1	1	1								1	6	4		11		
* 八幡市	2	2			2			1								3									1	1	8	2	2	12		
* 久御山町									1							1											1			1		
* 田辺町	1	5		2	1				3	1	1					3	2									4	7	6		17		
* 井手町	1	1		1					1							1	1								1	3	2	2	7			
* 宇治田原町		2																									3	2		5		
* 山城町	1	3		1												1					1					1	5	3		9		
* 木津町		2		1	1											1	1									2	4	2		8		
* 加茂町	1	1		3	2	2	1									6	3		1	3	1			1	8	8	3		19			
* 笠置町		2						1								1										1	2	1		4		
* 和束町		1														1			2	1				1	2	3			5			
* 精華町		1			1											1				1					2	1	1		4			
* 南山城村		1							1							1			1						1	2	1		4			
* 京北町	1								1							1		1	1	2					5	1	1		7			
* 美山町		1			1											1				7					2	7	1		10			
* 亀岡市	1	5	1	1	2	3										4	2		1	2	2		3			10	10	5		25		
* 園部町	2	2					1			1						1	1								1	4	3	1		8		
* 八木町	1	2																	1	1					3	2	2		7			
* 丹波町	1	3	2	1	1				6	1	1					6	2								6	3			9			
* 日吉町	1			1		1										1	1			1	1				2	3	1		6			
* 瑞穂町	2		1													1					1					1	3	1		5		
* 和知町		1								1						1				1					2	1			3			
* 篠部市	5	5	1		2	2				1						3	3	1			3		1	1	11	11	4		26			
* 福知山市	2	2	2		1	3		1	3							8	1				3	1				11	6	2		19		
* 舞鶴市	4	2	3			1		1	3	2						8	2		1	1	9		1			14	14	3		31		
* 夜久野町		1																	1	1					1	2			3			
* 三和町	1	1																1	1						2	2	2		6			
* 大江町			1				2									1	2							1	2	2		4				
* 宮津市	6	1	3	1	2	1	1		8	2						3	2	2		2	1	1	19	8	1		28					
* 加悦町		1														1			1	3	2	1	1	7	1			8				
* 岩滝町																		1							1	1			1			
* 伊根町		1																2	5						2	6			8			
* 野田川町																		1			1	1	1		1	1	1		2			
* 峰山町			1		1					1						2	1							2	4			6				
* 大宮町			4													4			1	1				1	2	5		7				
* 綱野町		1																								1			1			
* 丹後町		1	2	1												1	2				2					1	5	1		7		
* 勇栄町																		3	1						4				4			
* 久美浜町	2	1	3	1	2			1	1	1						8	1			4	1	1	1			12	6	1		19		
地域定めず																										5	5			5		
合 計	62	66	28	8	27	9	25	9	4	18	8	9	1	1	1	112	36	7	2	8	19	55	16	15	13	6	246	171	54	4	475	
	128	36	36	34	4	26	10	2	148	7	10	74	16	15	19	417																

※ ①\*印は、文化財保護条例制定市町村である。(41市町村で制定)……制定率93.18% (全国95.72% 平成4.5.1現在)

②国指定文化財に指定されたため京都府の指定(登録)が解除(取消し)となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により府の登録が取消しとなった件数は含まない。

京都の文化財（第十一集）

平成七年三月発行

編集発行 京都府教育委員会  
印刷所 昭和堂印刷所